

我が県の文化行政

北方風土に根ざした文化の創造

——北海道の文化行政——

小川 亨

(北海道教育庁文化課長)

本道の自然的文化的特色

わが国の最北端に位置する北海道は、開拓に着手して一〇余年という歴史性、積雪寒冷な厳しい自然性、国土面積の五分の一を占める広域性などの特性を有し、これらの特性に根ざした特色ある文化の発展を期している。

本道は一世紀余りの間に、進取不屈の気迫に満ちた先人が国内の伝統的な文化と広く欧米の先進諸国の技術文明を導入し、今日みるような輝かしい開発の成果をあげた。開道一〇年を経過した現在、先人の血と汗によって築かれた文化遺産を基盤とし五六〇万道民の英知を結集して雄大で恵まれた大地と北国の厳しい気候風土に調和した道民文化の創造が切望されている。

本道における文化振興の施策

昭和五十一年に北海道教育長期総合計画を策定し「新しい精神風土を醸成し、道民一人ひとりの可

能性を最大限に伸長するための教育・文化の飛躍的拡充を図り、健康で文化的な道民生活を築きあげる」ことを目標に各種の文化施策を講じている。

まず、地域住民の文化活動の場である各種文化施設の整備促進を図っているが、特に、美術館の整備に努めている。

昭和五十二年に開館した北海道立近代美術館に続き、広く道民に美術の鑑賞機会を拡充するため、「道立地方美術館」を設置することとし、その一号館として昭和五十七年に道立旭川美術館を設置、現在二号館の設置を検討している。昭和五十八年七月、道立三岸好太郎美術館を知事公館庭園の一隅に開館した。また、舞台芸術の鑑賞機会については、移動芸術祭等の文化庁との関連事業のほか、広域な本道の独自なものとして、「道民芸術祭」を全道十四管内で七十会場で地方祭を、中央祭は二会場で実施している。

さらに、広域な本道にあつて、日ごろ舞台芸術に接する機会に恵まれないへん地の児童生徒を対象に声楽・器楽・児童劇を鑑賞する「北海道巡回小劇場」

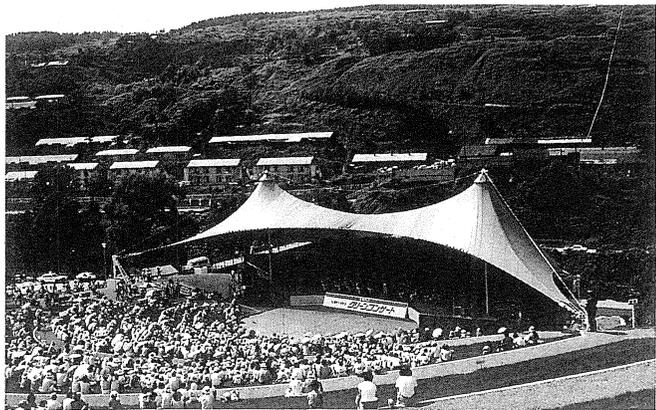
を本年度は全道八十八会場で実施し、好評を得ている。

加えて、本道独自の鑑賞事業の一つとして広く道民に親しまれている札幌交響楽団による「グリーンコンサート」がある。このコンサートは昭和五十三年度から実施し、今年度は道内五会場で延べ十二万人余の住民に生の交響楽を提供した。この事業こそ広い青空、緑の芝生、涼しい気候の北海道を象徴するものとして道民に定着している。

地域文化振興の気運の高まりとともに強い要請がある指導者の養成確保のため、昭和五十五年度から道内市町村が企画する指導者養成事業に道が講師を派遣する「芸術文化指導者派遣事業」を実施している。

次に、文化財の保護保存・活用については、本道の恵まれた自然美や貴重な動植物、先人の生活に直結した建造物や生活用具、その他の生活文化などの有形、無形の民族文化財を本道の財産として保護し、その活用を図っている。

現在、国指定として旧道庁庁舎（赤レンガ）、釧路湿原など一〇四件、道指定として一一九件、さらに一八市町村が文化財保護条例を制定して、五二九件の市町村指定をし、国民の共有財産である文化財を保存整備して、広く道民に周知し、学校教育や社会教育に役立て、ひいては本道の観光振興の一翼を担うなど幅広く活用を促進している。この他、本道特有のものとして、タンチョウ、マリモ等の天然記念物の保護、アイヌ文化の保存、先土器文化から擦文文化、また特色あるオホーツク文化等の埋蔵文化財の保護保存に努めるとともに、昭和五十四年に「財団法人北海道埋蔵文化財センター」を設置して緊急発掘調査に対処している。



炭鉱閉山のまち、夕張市でのグリーンコンサート

一 芸術文化の振興

1 文化の振興方策の設定

本道における文化の振興・普及に関する基本的施策への建議を得るために、教育委員会の諮問機関として審議会を設置している。

(芸術文化) 北海道文化振興審議会
(文化財) 北海道文化財保護審議会

2 顕彰事業

昭和二十四年以来、北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発展に関し、特に、事績の顕著な者又は団体に、北海道文化賞を、事績が顕著であった、今後の活動が期待される者又は団体に、北海道文化奨励賞を授賞、その努力を顕彰するとともに、広く道民の意識の高揚を図っている。現在までに、一七八人と、三〇〇団体が受賞し、文化賞の意義は深く道民に定着している。

3 文化団体の育成

本道の文化団体数は五十八年七月一日現在八〇四六団体、総会員数三五万名余で、これらの団体が加入している「北海道文化団体協議会」が道民の芸術文化に関する創作・鑑賞活動を図るため道民芸術祭などを開催しており、道はこの協議会に対して全面的な援助を行っている。

4 文化活動の参加奨励

- 創作発表の機会の提供
- 道民芸術祭地方祭の開催(十四管内七十会場)
- 道民芸術祭中央祭の開催(全道二会場)
- 北海道高校文化祭の開催
- 演劇、音楽、美術、書道の四部門
- 児童生徒文芸作品集の刊行
- 児童生徒文芸作品集の刊行(全道の小・中・高校生から文芸作品を募集・刊行)
- 芸術鑑賞機会の提供
- 北海道巡回小劇場
- こども芸術劇場
- 青少年芸術劇場
- 移動芸術祭
- 札幌交響楽団野外演奏会
- (グリーンコンサート)
- 札幌交響楽団の演奏事業

三 埋蔵文化財の保護対策

1 分布調査

本道においても、各種開発事業は、他の都府県と同様に高度成長の波にのって進められてきた。そこで、各種開発事業と埋蔵文化財保護の調整を円滑に図るため遺跡地図及び台帳の整備、充実化が急務となり、道では国庫補助事業で昭和四十七年度から、一般分布調査を実施してきた。その結果、現在約七八〇〇か所の包蔵地が周知化されている。この中には、北海道に特有なアイヌのチャシ跡(砦、祭場、



苫小牧市静川16遺跡全景(苫小牧市教育委員会提供)

(音楽教室等)

年間五四〇公演

○へん地文化活動奨励事業

全道二四会場

○美術館活動

ア 道立近代美術館

イ 道立旭川美術館

ウ 道立三岸好太郎美術館

所蔵作品展(四回) 特別企画展(八回)

所蔵作品展(四回) 特別企画展(四回)

所蔵作品展(通年)

指導者の養成

○芸術文化指導者派遣

全道二〇市町村

○北海道演劇講習会の開催

年一回

6 芸術文化事業に対する助成

一三事業 一、二、〇〇〇万円

二 文化財の保護対策

1 文化財の保護思想の普及

全道の規模の会員組織を有する文化財保護団体に、積極的な援助を図り、次の事業を実施するとともに、北海道開発事業に係る関係者に対する理解を深めるなど、文化財への保護思想の普及を図っている。

(1) 親子発掘体験学習

「先人の生活内容」をテーマとして親子が共通の場で考古学的考察や発掘体験をとおして文化財保護に対する理解を図っている。

(2) 郷土文化財巡り

年一回、特定地域において研修会を実施し、その地域にある文化財の見学を通して文化財保護の深い理解を得ている。

見張り場などと考えられている)も、約五〇〇か所含まれている

2 発掘調査

北海道においては、昭和五十年前後から開発事業に伴う緊急発掘調査が増加してきた。北海道縦貫自動車道、新千歳空港、苫小牧東部工業基地等の建設事業に係る発掘調査は大規模で今もなお継続中である。近年、青函トンネルと接続する津軽海峡線建設事業に係る発掘調査も始まった。これらの調査によって、新千歳空港では、今まで約一四八、〇〇〇平方メートルに及ぶ調査がなされ、約一八〇万点の遺物が発掘されている。この中には、国の重要文化財に指定された「動物型土製品」のような貴重な遺物も発見されている。苫小牧東部基地では、全国でも珍しい縄文時代の環濠と集落跡が、津軽海峡線では、旧石器時代の墓と副葬品の玉が発見され注目をおつめた。このように、緊急調査で発見された資料には、注目すべきものが多い。

3 遺跡の広域的保存

北海道の東北部、特にオホーツク海沿岸には、多数の竪穴住居跡が今も埋まりきらずにへこんだままに残っているのが観察でき、世界的にも学術上価値の高い資料である。

根室管内標津町の標津遺跡群は、数千の竪穴住居跡やチャシ跡がそれととりまく湿原、河川、山林などと一緒に広がって保存されている。これに類するものとして他に、根室市の根室半島チャシ跡群、常呂町常呂遺跡、千歳市ウサクマイ遺跡群等がある。幸いにも、北海道は広大であることから、比較的破壊の少ない遺跡に恵まれている。

今後、市町村と連携をとりながら、北方圏の特殊性を生かした保存方法を積極的に考えていきたい。

2 文化財の保護保存の強化

(1) 特別記念物タンチョウの保護

道東の広大な生息地帯で地域住民と一体となって保護活動をすすめている。特に、確認調査と給餌事業は、過去三〇年間にわたり、毎年約二五〇〇人及び地元小・中学生・住民による一斉調査と三〇か所の給餌事業は世界的にも例のない活動といわれ、この調査と給餌活動を通して、愛護思想の普及と保護に努めている。

(2) 未開発地域における文化財保護

未開発地域がそのまま貴重な文化財として保存されているものに湿原と原始林が挙げられる。その代表的な湿原として広大な面積を有する釧路湿原がある。近隣市町村の保全対策が講ぜられ、昭和五十五年九月、「国際湿原保護条約」(ラムサール条約)により、保護登録されるに至っている。

また、都市開発に伴い、自然を含む環境の保全が望まれ、特に、原始林の保存についての関心が高まっている。各地元を中心として保存対策を推進している。

3 アイヌ文化の保存

北海道を中心とした特有なアイヌ文化は、世界的にも有名であるが、将来的には消滅するおそれもあるため、その保存と活用を図るために、次の事業を実施している。

- ① アイヌ民族文化財調査
アイヌ古老を中心に伝承されている有形無形の民族文化財について調査記録の保存と活用を図っている。
- ② アイヌ無形文化財記録刊行事業
- ③ アイヌ文化映像記録製作事業
- ④ アイヌ民族文化財伝承事業
- ⑤ アイヌ古式舞踊の保存事業

安らぎのある生活空間を創造する 青森県の文化行政

若松 澄夫

(青森県教育委員会文化課長)

青森県教育委員会では、文化財の保存と活用を図り、また、芸術文化の一層の振興を図るため、昭和四十八年四月、文化課を設置した。

このときから、芸術文化行政・文化財保護行政及び埋蔵文化財保護行政の専任担当班が配置され、文化行政体制が従来より一層強化された。

以来、本県の文化行政のあり方を模索しながら、変動する社会にあって県民の要望に対応すべき施策を実施してきたものである。

昭和五十二年、青森県教育委員会では、これまでの教育文化の実態を可能な限り客観的・科学的に把握・分析したうえで、課題を提示するとともに、昭和六十年を目途とする計画目標を示した、青森県長期総合教育計画を策定した。

当該計画には、文化行政の現状・問題点及び将来進むべき方向について、次のように示されている。

本県には、長い歴史の中で培われてきた風俗習慣や、個性豊かな県民性から生み出された伝統芸能も数多く継承されている。また、演劇・音楽・絵画等の創作活動も幅広く行われており、人々にうおいのある生活をもたらしている。埋蔵文化財についても、県内に多くの遺跡が認められ、これらを保護・保存し、子孫に引き継ぐことは、極めて重要なことである。

しかし、本県においても近年、都市化の進行や地域開発・若年人口の県外流出等によって、文化環境は次第に悪化しつつあるため、県民が将来に向かつて、安らぎと落ち着きのある魅力的・個性的な生活空間に居住できるような文化行政の展開が望まれる。このため、今後、伝統に支えられた県民の文化創造に対する意欲を一層助長するとともに、県民参加の創作・文化活動の奨励及び文化施設の整備等、芸術文化の普及・振興と文化遺産の保護・活用を積極的に進めることにより、魅力ある文化環境の醸成に務める必要があるとしており、この諸施策の推進に努力しているところである。以下本県における文化行政施策のうち、特徴のあるものを紹介する。

一、芸術文化の振興

(1) 創作活動の奨励

本県芸術文化の水準向上と、中堅として活躍している芸術家の育成を図るため、県内に在住する芸術家を対象に顕彰している。

顕彰事業は、三種の制度に分けて行っている。青森県文化賞は、昭和三十三年度から継続しているものである。これは、高い芸術成果を上げ、本県芸術文化の振興に尽くした人々の功績を称えるために贈呈している。

また、芸術文化奨励賞がある。この賞は、昭和四十八年度に発足したもので、芸術文化の分野で、優れた作品を継続して発表し、本県芸術文化の振興に貢献している中堅級の者及び団体に贈るものである。さらに、芸術文化報奨事業がある。この賞は、昭和五十年度に発足したもので、過去二年くらいに間に特に優れた創作を発表した者及び団体に、報奨金を贈呈するものである。これらの受賞者は、県内の芸術文化振興の牽引車として活躍している。

(2) 鑑賞活動の奨励

これらの事業は、次のような目的から実施しているものであるが、この施策として、青少年巡回小劇場・ファミリー劇場がある。

本県の面積はかなり広く、中学生・高校生が、都市部にある文化会館等で公演される音楽等の芸術を鑑賞するには困難が伴うため、特に恵まれない郡部校を対象に当該校の体育館を利用して優れた演劇・音楽等を巡回公演し、また同じような趣旨から、幼稚園児・小学生に当該園・校で優れた芸術を鑑賞させている。

(3) 青森県高等学校文化連盟の誕生

県高等学校長協会では、かねがね高体連のような、金県高校生をあげての文化活動をするための、組織結成の機運が高まりつつあったのであるが、昭和五十三年、県が文化庁の助成を得て、高等学校文化祭を開催したことから、それが契機となって、昭和五十四年四月、青森県高等学校文化連盟(以下高文連)というが発足した。

参加校は、県内公・私立高校七十五校(未加盟三校)、生徒数六万三千六百四十八人である。

当面、現に活動実績のある演劇・合唱・吹奏楽・美術・書道・写真・放送・囲碁・将棋の九部門で組織し、今後新たな部門も加えて、組織を拡充していく計画である。

当面の事業計画としては、これまで活動実績のある県単位の大会・講習会等を高文連事業として充実

し、さらに、県外派遣を強力に推進してゆくなど、現在加盟している九専門部の文化活動を一層充実させていく方向で進むことを第一義とし、徐々に、高文連としての新しい事業を増やしていく計画である。

将来構想としては、高校生の全文化部門の発表会等が会期を同じくして一堂に会することであり、高校生だけでなく創造力をぶつけあい、交流を深めあうという総合文化祭の実現を目指しているものである。



第26回青森県高等学校音楽祭

県も、高文連の文化活動については、全面的に助成し、高文連の運営費及び全

ある、早くれば昭和五十五年にも、この構想の実現が可能になる見込みである。

(4) 県主催文化活動事業

昭和五十二年、本県で国民体育大会が開催されたが、その行事の一環として、本県出身ないし本県在住作家の一般の作品を集め展示した美術展を、また本県アマチュア音楽団体によるオーケストラ付合唱発表会を開催した。これが、県主催による県民参加の文化活動の最初の事業であった。

翌五十三年からは、文化庁の助成を得て、県内の同一分野の団体を一堂に集めた合同公演を企画し、これまで音楽・日舞・洋舞等の合同公演を実施したが、この結果、県内文化団体の創作意欲を一層高めるとともに、一般県民には、県内芸術文化団体の創



青森県バレエ合同公演「くすみ割り人形」(昭和54年12月23日)

作活動に対する理解を深めることにつながるなど、大きな成果が得られた。

(5) 棟方志功記念館

本県出身で、世界的に認められている、棟方志功画伯の作品を、県内で常時鑑賞できる施設の建設を要望する声が県民の間から湧き起こっていたのであるが、昭和四十五年十一月同画伯が文化勲章を受章したことを契機に、それを記念した展示館を建設する計画が具体化し、財団法人棟方志功記念館が事業主体となり、青森県が建設資金を助成し、青森市が敷地・庭園造成費を負担して、昭和四十九年九月着工し、翌五十年八月竣工、同年十一月開館した。

施設の概要は、次のとおりである。
所在地 青森市松原二丁目一番二号
敷地面積 二、八二三㎡

建物構造及び面積 鉄筋コンクリート造、校倉造
二階建、一階四〇〇㎡、二階四七〇㎡
なお、本県出身画伯の記念館であるということから、設計者も建設工事関係者もすべて本県在住者が当った。

建設当初は、記念館自体の所蔵作品がほとんどなく、県内に残っている棟方画伯の作品を所有者から借用して展示するなどの、関係者が非常に苦勞をしたが、県民すべての協力によって、記念館の所蔵作品も次第に増加してきており、本県の風土に根ざした志功画伯の芸術を、広く県内外の人々に親しんでいただけるようになった。

二、文化財の保存と活用

(1) 青森県の文化財

本県の国・県指定文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財等は、次ページ別表のとおり二四八件である。

本県は、藩政時代の津軽藩と南部藩の一部から成っている。

県の西南部には、津軽藩の主城である史跡・弘前城跡を持つ弘前市があり、古建築物の大半がこの町にあり、毎年修復・防災工事等の事業を実施している。また、江戸時代の武家屋敷のたたずまいを残している伝統的建造物群保存地区もあり、文化財の町である。また、東南部に当たる八戸市には、南部藩(根城南部氏)の城跡である史跡・根城跡があり、現在、重要な地区の公有化と、史跡整備のための発掘調査を実施中である。以下本県の主な文化財を二三紹介する。

まず、国宝(工芸品)であるが、南北朝時代の作である「白糸威腰取鏡・兜大袖付」と、鎌倉時代末期の作である「赤糸威腰・兜大袖付」で、いずれも昭和二十八年に指定を受けたもので、八戸市の楠引八幡宮の所有で、威西根で染めた糸で、黒漆塗の小御料と伝えられ、威西根で染めた糸で、黒漆塗の小

国・県指定文化財一覧

(昭和55年1月末現在)

区分	種 類	国指定	県指定	合計
国宝	工 芸 品	2		2
有形文化財	建 造 物	22	13	35
	絵 画			
	彫 刻	2	22	24
	工 芸 品	8	23	31
	書籍・典籍・古文書		10	10
有形文化財	考古資料	4	23	27
	歴史資料			
無形文化財	形 文 化 財		1	1
	有 形 民 俗 文 化 財		2	7
民俗文化財	無 形 民 俗 文 化 財	3	25	28
	史 跡	7	15	22
史跡・勝跡・天然記念物	特別名勝及天然記念物	1		1
	特別天然記念物	3		3
	名勝及天然記念物	1		1
	名 勝	4		4
	天 然 記 念 物	12	23	35
重要美術品		7		7
伝統的建造物群保存地区		1		1
記録遺産		7		7
合 計		86	162	248

札を威し、金鍍金奈良菊文を打ち出した金具で、荘厳・華麗な見事なものである。なお、海外展に二度出陳している。

次に、建造物であるが、古くから祖先の霊の座とする山として信仰されている秀峰岩木山神山の南麓に岩木山神社がある。現在の建物は、岩木山信仰のため、津軽藩二代から四代の藩主によって建立された神社である。

この神社は、楼門を一六二八年、拝殿を一六四〇年、その後本殿・唐門・瑞垣を造営した。

楼門を例にあげると、主として唐様の建築様式を取り入れ、べんがら一色で採色し、意匠も縦横奇抜で、華麗・豪華な建物である。

第三に、民俗文化財であるが、全国的に有名な「青森のねぶた」は、弘前のねぶたがある。

この行事の起源は、「ねむりながし」の習俗で、青森のものは、歴史上の人物・物語の中の人物等で勇壮なものを題材にとり、木や竹などを骨組みとした紙製の人形を台の上に飾り、人形の中に灯をともし、笛・太鼓の囃子に「はねと」等多数が一団となって町をねり歩き、勇壮華美である。弘前のそれは、扇

形のもので、笛・太鼓の囃子につれて「ヤーヤド・ヤーヤド」の掛け声で大勢がこれを曳くもので、古風さに特色がある。この行事は、八月の初旬に約一週間くらいの期間で行われる。この期間には、全国各地から観覧者が集まる。

(2) 文化財愛護思想の普及
文化財を保護するためには、行政機関のみならず、県民すべての協力が必要であるので、文化財愛護強調週間内、市町村文化財担当職員及び県民の参加を得て、講習会・講演会等各種の行事を実施し、文化財愛護思想の普及向上に努めるもので、昭和五十四年度には、最初の試みとして、市町村・学校教員を対象に講習会を実施し、成果をあげた。

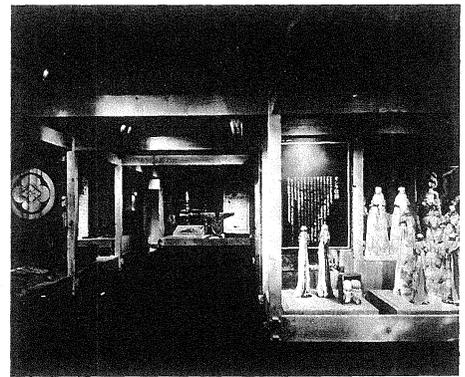
(3) 青森県立郷土館
青森県立郷土館は、明治改元百年記念事業として、昭和四十五年から四十八年の四か年計画で建設し、昭和四十八年九月開館した。

郷土館の建設の目的は、県民に、郷土の認識を深めさせ郷土愛の涵養を図り、青少年には、本県の未来像を示し、夢と希望を与えることである。

建物の概要は、次のとおりである。

所在地 青森市本町二丁目八番一四号
敷地面積 三、一一二二㎡
建物構造及び面積 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上三階地下一階塔屋二階、展示室一、九四六㎡、収蔵庫八〇六㎡、会議室一八八㎡、事務室等三、一一三㎡
展示は、常設展示と特別展示とに分かれ、常設展示は、考古・自然・歴史・民俗・産業の五部門に、風韻堂展示室（亀ヶ岡遺跡出土品）、りんごこと青森県展示室に分かれており、特別展示は、大ホール特別展と小規模な展示をする「特別展コーナー展」を行っている。郷土館は、建物は県で作り、入れるも

のは県民が作るという方式で、収蔵・展示資料は、すべて県民の好意によって寄贈を受ける方式になっている。年間平均して、約八万五千人に利用されている。



青森県立郷土館展示室

(4) 埋蔵文化財調査センター
この施設は、本県埋蔵文化財保護行政を一層推進する目的で、五十四年八月着工、五十五年六月完成の計画で、建設中である。

建設場所は、青森市の西部地区の新城宇天田内地区で、敷地面積は、約三、〇〇〇平方メートルである。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造二階建、延べ一、四三八平方メートルで、仮収蔵庫、一般収蔵庫、特別収蔵庫、第一次・第二次整理室、空調設備を備えた特別収蔵庫、保存処理室、その他出土遺物の整理・研究・収蔵・保存等の一切の管理機能を持った施設であり、この完成によって、埋蔵文化財保護行政は、一層推進される。

先駆的な岩手芸術祭



菅原 一郎

(岩手県教育委員会文化課長)

あり、民族の歩みを知るよすがであるばかりでなく、未来の新しい文化を築く基盤でもある。これら貴重な遺産を尊重し保護して後世に残すことは、私たちの責務である。

本県は、昭和五十三年度教育行政主要施策の一つとして、「芸術文化の振興（芸術文化の継承と創造）」をとりあげており、その重点施策としては、①文化的環境を豊かにする芸術文化活動の推進、②文化財保護の徹底と活用の促進、を挙げている。

これらの行政を直接所管する県文化課の歴史は浅く、昭和四十八年にその設置をみている。分掌する事務は、庶務・芸術文化・文化財・埋蔵文化財の四分野となっているが、庶務を除く三分野にかかる文化行政のうち、主なものについて紹介してみたい。

一 芸術文化

(1) 岩手芸術祭

本県の戦後における芸術文化活動の復興はめざま

しく、昭和二十二年、戦後の混乱のなかにありながら全国に先駆けて第一回岩手芸術祭を開催、その内容も美術・音楽・能楽・三曲・茶道華道・舞踊・演劇・文学の八部門構成による総合芸術祭であった。当時は、「岩手芸術協会」が主催し、県その他の補助金によって開催する方式をとっていたが、昭和四十四年に県教育委員会が共催に加わり、学校美術展、県民文芸集刊行、巡回公演、巡回美術展など開催部門の拡充を行い、官民一体となって芸術文化活動の振興・推進が図られることになった。

昭和五十年、岩手芸術協会の発展的解消による「社団法人岩手県芸術文化協会」の設立によって、岩手芸術祭は県教育委員会、県芸術文化協会、岩手日報社、岩手放送の四者共催となり、その運営も参加団体主導型の実行委員会方式による開催となった。

昭和五十三年度、岩手芸術祭は第三十二回を迎え、十月一日から二か月間にわたり県下九〇余会場で開催されている。開催内容は、美術展（日本画、洋画等八種目）・巡回美術展（美術展入賞作品の県内巡回）・小中学校美術展・巡回小中学校美術展（入賞作品の巡回展示）・演劇・伝統芸能・音楽（合唱、弦楽等七種目）・舞踊・移動舞台公演・文芸祭・県民文芸集刊行と広範囲にわたり、総事業費九五四万円の事業である。美術展、県民文芸等作品公募部門では、本年度も延べ千八百余名の応募があり、県民の芸術祭に寄せる関心は年を追って高まりつつある。

(2) 高校文化祭

高等学校における芸術文化活動の発展の場は、音楽関係については民間団体の主催する各種のコンクールなど決して少なくはなかったが、美術・工芸・書道については必ずしも恵まれているとはいえない

はじめに

本県は、日本列島のうち東奥とよばれる地域に位置し、全国一的面積（一五、二七四平方キロメートル）を有し、一県だけで四国全土に匹敵するとも言われているが、歴史的には二つの旧藩領（伊達藩・南部藩）を含んでいる。

北は青森県、南は宮城県、西は中央分水嶺の奥羽山脈を境にして秋田県に隣し、東はそのまま太平洋のぞむ。本県の歴史を支えてきたといわれる代表的な川、北上川は、北から南に貫流し、川に沿って北上盆地や北上平野がのびている。北上山系の最高峰である早池峰山（高さ一、九一四メートル）は、高山植物帯として特別天然記念物の指定をうけている代表的な山岳である。

本県ではまた、平泉をはじめ、古文化の豊かなものの跡が随所に見られ、これが郷土の誇りともなっている。言うまでもなく、文化財は日本文化の粹で

状況であった。昭和四十四年、岩手芸術祭に学校美術展部門を創設、小中学校の書写・図工・美術展とともに、高校美術・工芸・書道展を開催してきている。

昭和五十一年、国の全国高等学校総合文化祭開催に呼応して、本県においては岩手芸術祭に高校芸術部門を創設、従来の美術・工芸・書道に新たに高校演劇を加えて実施した。

各部門の参加状況は次表のとおりである。

書道	美術・工芸		演劇
	地区大会	県大会	
二九校	四一校	三六校	七校
四、五一八点	四八〇点		

本年度は、岩手芸術祭から高校芸術部門を分離独立、さらに音楽を加えて第一回岩手県高等学校総合文化祭を開催することとなった。実施の組織は、県教育委員会、県高等学校長協会、県高等学校教育研究会、県高等学校演劇協議会の四者共催とし、開催者からなる実行委員会組織により運営する。

開催部門および内容は次表のとおりである。

部門	内容
演劇	演劇発表会(県大会)
美術・工芸	美術・工芸展(公募展)
書道	書道展(公募展)
音楽	合唱・吹奏楽・アンサンブルコンサート

高等学校における文化活動の推進母体として、いわゆる高文連結成という課題もかかえているが、現在、基礎的な検討の段階にある。

(3) 財団法人岩手県民会館

化した。

市町村芸術文化団体の結成がすすむにつれて、芸術文化団体の全体的連絡・交流が求められる一方、岩手芸術祭の規模の拡大および県内の芸術文化活動の勃興に伴い、岩手芸術協会の機能を拡充が求められるに至った。そこで、岩手芸術協会を発展的に解消し、従前の専門部組織に市町村芸術文化団体を加えた総合団体を結成し、本県における芸術文化団体の自主的活動の拡大を図り、芸術文化の普及振興に寄与することを目的として、昭和五十三年三月、社団法人岩手県芸術文化協会が設立された。

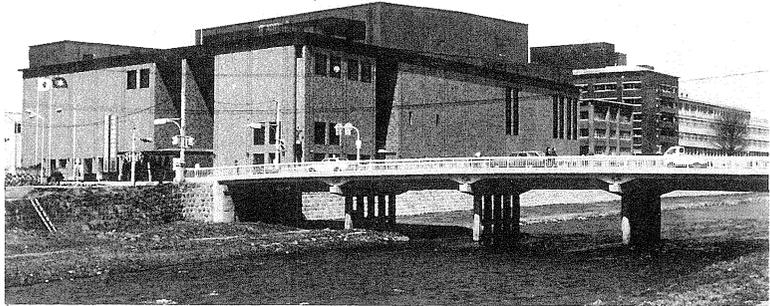
県内六二市町村のうち、現在四二市町村が芸術文化団体を結成し、三三市町村の団体が県芸術文化協会への加盟を行い、専門部門二三団体とともに五六団体が法人の社員となっている。

社団法人岩手県芸術文化協会の主な事業は、①会報発行(年間三回)、②芸術文化団体結成促進、③岩手芸術祭の開催、④地域文化集合(隣接地域間の団体の交流と県協会との連携)、⑤東北北海道芸術文化協議会部門別東北大会、⑥芸術文化講座開設、⑦芸術文化活動記録集刊行、⑧岩手移動音楽祭開催、⑨芸術文化推進母体となっている。県はこれに対し年間一〇〇万円の事業費補助を行い、活動の助成を図っている。

二 文化財

(1) 中尊寺

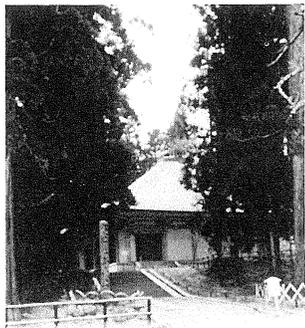
中尊寺境内は本年度、国の特別史跡の指定をうけた。中尊寺は、初代藤原清衡の建立にかかるとい



岩手県民会館全景

芸術文化活動が年々盛んになるにしたがい、文化施設の不備がそれらの活動の隘路となつていくことが問題とされてきたが、昭和四十六年、これらを解消すべく国体記念事業の一つとして文化施設の建設

大治元年(一一二六年)に完成し、落慶供養が行われたといわれる。文治五年(一一八九年)には四代泰衡が源頼朝に討たれて保護者を失い、また建武四年(一一三八年)には野火のため一山はほとんど焼亡し、わずかに金色堂(国宝)と経蔵(重要文化財)の一部が残つたのみであった。しかし、山内には今なお、古代末期の文化史上の名品や貴重な中世文書が残っている。今回の特別史跡指定に基づき、本年度は現況地図を作成し、来年度は保存管理計画を策定する予定である。



中尊寺金色堂(国宝)

(2) 民俗芸能

本県が誇る無形民俗文化財は、国指定が二、県指定が一二になつていくが、いずれも民俗芸能である。その主なものは、山伏神楽、しし踊り、念仏剣舞である。本県の民俗芸能は、自然的・歴史的条件から県北や沿岸部に少なく、県南から県中央部にかけて分布しているのが特色である。

民俗芸能を伝承していくには、記録の作成や後継者の養成が不可欠であり、これらの事業については、県も積極的に助成している。また、県内各地で開催

に着手し、昭和四十八年四月、岩手県民会館の誕生をみるに至った。

総工費二億三千万円、地下一階地上五階、建築面積五四二平方メートルで、二、〇〇〇席の大ホールと六〇〇席の中ホール、展示室二室、会議室七室、それに五六台収容の有料駐車場をもつこの施設は、規模と内容において全国屈指の施設であると自負するものである。

この施設の管理は、開館当初から「財団法人岩手県民会館」に委託しており、その経費は本年度約二億三、〇〇〇万円にのぼるものと見込まれる。

また、施設の利用状況は、ホール、展示室、会議室とも約八〇％であり、特にホールについては、希望する日が確保できないことも多く、文化活動の振興に伴い、施設不足の解消等多くの課題をかかえる現状である。

この施設では、県民に対し優れた舞台芸術を提供する目的をもって、県教委および財団法人岩手県民会館による主催事業を実施しているが、地域を基盤とする住民の文化活動の振興に果たす役割はまことに大きいものがある。

昭和五十三年度においては、県主催事業が青少年むけ四種目・一般むけ三種目であり、財団法人岩手県民会館自主事業としては、青少年むけ二種目・一般むけ二種目となつていく。

(4) 社団法人岩手県芸術文化協会

本県においては、戦後間もなく芸術文化の専門分野の団体によって岩手芸術協会が組織され、岩手芸術祭の開催・運営などを行ってきたが、年を追って県下各市町村の芸術文化団体の結成が行われ、地域社会を基盤とした組織的な芸術文化活動が活発

される民俗芸能大会等の後援を通じて、文化財愛護思想の普及を図っている。無形民俗文化財は、最もローカル色の強い文化財であり、今後は民俗芸能ばかりでなく、各地の民俗を広く調査し、行政の保護を加えることが必要であると考えている。

(3) カモシカの保護

天然記念物のなかで、カモシカの保護と食害防除との調整は、本県の重要課題の一つである。

本県の場合、カモシカのみでなく、ニホンシカによる農作物被害も頻繁に発生しており、これらの対策を総合的に検討するため、五十一年度「シカ、カモシカ等対策連絡会議」が設置された。これまでのところ、ニホンシカに関する対策は相当具体化してきたが、カモシカについてはあまり進展していない。カモシカは、特別天然記念物として国の指定を受けているものであるが、その適正な保護を図るため、現在、文化庁・環境庁・林野庁の三庁間においてカモシカの生息区域を特定するよう検討されており、これに呼応して県は、生息地指定のための調査を行っている。

カモシカの生息実態については、あまりよく知られていないので、五十一年度から三か年計画で生息調査を実施している。カモシカ研究会(会長・坂本義彦岩手大学名誉教授)に委託して、五十一年度・五十二年度は植林地におけるカモシカの分布状況・食物量等について調査を実施した。今年度は、自然林における生息を観察し、植林地の状況と比較検討することとしている。

この調査結果が基礎資料となつて、生息地指定の早期実現がかなえられることを切望している次第である。

三 埋蔵文化財

(1) 埋蔵文化財包蔵地分布調査

昭和三十六年度、国庫補助事業として実施した全県分布調査の際は二、〇三六遺跡が収録されていたが、その後、東北縦貫自動車道、東北新幹線建設予定地、バイパス建設予定地、三陸沿岸地区等、開発事業対応重点の分布調査が継続的に行われた結果、五十一年度で三、八三七遺跡の収録となった。本年度は県営土地改良事業策定に先立ち、四市町村にわたる分布調査を三五〇万円の事業費で今秋より実施するはこびとなった。今後は広域的な調査を計画的に行う方針である。

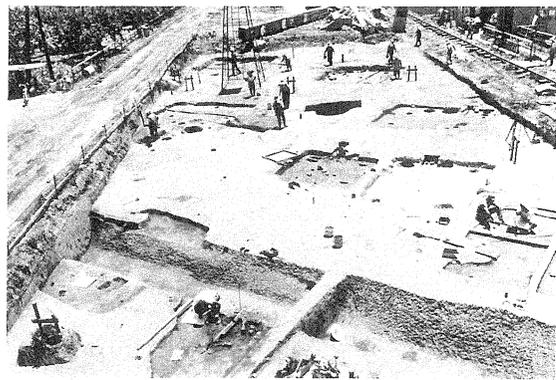
分布調査の充実に伴い、従来からの遺跡基本台帳・遺跡基本地図の記載内容の検討と加除整理の必要が生じた。新台帳には、従来のカードに遺跡の経歴・経過をもつくり込むよう改訂する。遺跡地図についても、五、〇〇〇分の一から二万五、〇〇〇分の一の地形図を新たに作成し、遺跡範囲について表示する。また、遺跡発見届のあった遺跡について確認調査を行い、資料の充実を図っていくことにしている。これらの遺跡地図や地名表は、各市町村や県開発部局等に複製交付するとともに、随時閲覧・照会に対応できるよう準備することにより、周知徹底を図る方針である。

(2) 開発計画との調整

年々急増している開発事業との調整については、計画策定期の予備協議、実施計画策定期の事前協議、事業採択期における事前調査と区分し、その間に分布調査・試掘調査をとり入れ保存の調整にあたっている。

市町村教委における協議についても県に準ずる指導をしているが、全県六二市町村中、専門担当職員配置はわずか八市町村十三名のみであり、県と市町村対応区分と広域行政体制との関連のなかで専門職員配置について努力する必要がある。

遺跡の現状保存にとって、指定推進が有効な施策



東北新幹線関係宮地遺跡の発掘調査現場

である。五十一年秋に角塚古墳（胆沢町）、五十一年には榊山遺跡・八天遺跡（北上市）中尊寺（平泉町）について国の文化財保護審議会の答申を得ている。本年は和賀・江釣子古墳群（和賀町・江釣子村）極楽寺跡（北上市）の指定について準備中である。

また、埋蔵文化財緊急発掘調査にかかる市町村助成としての県費補助金も年々増加しており、八市町村一遺跡について一、三六二万円を措置した。

(3) 埋蔵文化財発掘調査

昭和四十七年より東北縦貫自動車道、東北新幹線建設工事関連、その他公共事業関連遺跡の発掘調査を文化課が担当して実施してきた。本年度より本格的整理と報告書作成作業に入っている。縦貫道関係九九遺跡分については四年間で、新幹線関係四八遺跡については二年間で終了する計画であり、本年度より分冊方式で順次報告書を発刊することとしている。

(4) 財団法人岩手県埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘調査の需要の急増に伴い、調査体制の整備を図るため発掘調査を実施する法人を、五十二年四月に設置した。大規模開発事業に対応する発掘調査の大部分は、財団法人岩手県埋蔵文化財センターが調査を実施している。事業内容は日本道路公団による東北縦貫自動車道、建設省による御所ダム工事およびバイパス工事、県土木部による県道改修等であり、二三遺跡約一〇ヘクタールを対象面積としている。調査担当職員は十九名で、うち十名は文化課よりの派遣となっている。センターにおいても文化財保護業務の一環を担っていることから、事業主との事前協議は文化課が担当している。なお、発掘調査計画・経費等についても調整し、協議の成立した事業についてはセンターが事業主と直接委託契約を締結し調査を実施している。

魅力ある地域文化の創造をめざして

—宮城県の文化行政—

鶉橋寛

(宮城県教育庁社会教育課長)

はじめに

「地方の時代」「文化の時代」としきりに言われているが、これを反映するかのように県内各地で心の豊かさを求めての文化活動や個性ある地域づくりを言わず動きが非常に活発になってきている。

言うまでもなくそうした背景には、経済面での充足がある程度得られた結果として、またこれまでの歩みの反省として、物から心へ、画一から個性へ、中央から地方へという人々の意識の変化があることは疑いない。

本県の山本知事は、これを単なる流行語でなく、もつと本質的な、また歴史的な必然性として捉えなければならぬと述べている。そこで、今後更に進むと予想される自由時間の増大と脱工業化、余暇化、高齢化、高学歴化社会等と考えあわせながら、いわば時代の潮流として文化行政を捉えていく必要がある。

本県では、昭和六十五年次を目標とした新長期総

合計画を去る五十三年に策定し、豊かでやすらぎのある県民生活の実現を基本目標に、県民の参加を得ながら、「新しいふるさとづくり」を進めている。

この中で、「魅力ある地域文化の創造」をテーマに、文化遺産の保護と継承、芸術文化の振興の両面から文化行政の諸施策を掲げている。特に、その大きな目玉としている県民待望の県立美術館も今年秋には開館の予定であるが、私共は、これが単に美術愛好者のための鑑賞の場、あるいは作品発表の場にとどまらず、これを契機として、より一層宮城県全体の県民文化の発展が図られればと大きな期待を抱いている。

さて、「文化の時代」「地方の時代」の要請に応えていくには、これまでの文化財保護や芸術文化の振興という縦割りの文化行政だけでは、どうも不十分ではないかと考えられる。

というのは、昨年県が実施した「文化の時代への対応について」という県政モニターの報告結果を見ても、多くの人は「文化」を幅の広い生活に根ざし

た、心豊かな生活を送るためのものとして、また、伝統的な文化とともに新しい地域づくりとのかかわりとして地域文化を受けとめており、更に行政と文化とのかわりについても、行政の積極的な対応を望む声が極めて大きいので、もつと幅の広い横断的な総合行政として、より積極的な展開を図っていく必要があるように思えるからである。

本県における文化行政は、教育庁社会教育課(文化庁関連の芸術文化)、文化財保護課、知事部局生活環境部県民課(県単の芸術文化並びに新しい文化行政の企画調整)等を主体に、相互連携のもとに推進しているが、本稿では、「文化財保護」「芸術文化」「模索する新しい文化行政」の三つに分けて以下略記する。

一 文化遺産の保護と継承

本県の埋蔵文化財は、全国でも有数の包蔵地域となっている。そこで先人の残した文化遺産を保護保存し、開発等による滅失や散逸、後継者不足による廃絶などを防止し、後世に正しく伝える努力をしていく。

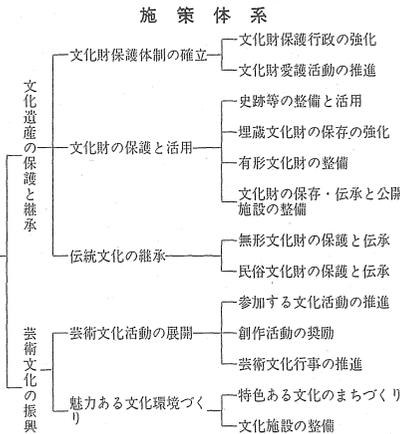
文化財行政においても、文化遺産を活用しやすい地域計画づくり、保護より愛護へとむかうための文化財愛護活動の展開等に重点をおいて施策を進めている。

(1) 文化財保護体制の充実

市町村の文化財保護体制の整備充実を図るため

- ① 文化財担当課、専任担当係の設置奨励
- ② 文化財保護審議委員代表者会議の開催

(文化財保護行政の現状とその取り組みの方向づ



- ① 史跡のまちづくり……町に点在する各種文化財を有機的に結び、人々に親しみやすく提示するため、各文化財の位置づけ、都市計画との整合性等も検討しながらルート設定をすすめている（現在二町をモデルに整備中）。
- ② 埋蔵文化財包蔵地の周知……現在県下で五二〇〇か所を数えており、これらの破壊防止については、単に遺跡の位置を地図上で示すだけでなく、市町村に対し助成策を講じ、直接現地上に集約的効率的に標柱設置を促進するなど、周知の実効を期している。
- ③ 文化財愛護思想の普及啓発
 - ① 文化財愛護団体の活動……御宮城県文化財保護協会（昭42設立）による未指定文化財の保護

- ③ 生涯教育ダイヤル相談（県内の各種文化事業、文化講座等の電話照会への回答）
- ④ 新緑時、知事公館庭園での芸術文化人のつどいの開催
- ③ 県立美術館の建設

県立美術館は、仙台市川内地区に建設を進めている。（敷地面積二万二千平方メートル、建物延床面積一万六千平方メートル、地上二階、地下一階）

この美術館には、特に本県をはじめ、東北地方にゆかりのある作家、作品及び日本の近代美術、更に表現主義を中心とする外国の美術をも研究収集の対策としている。また、開かれた美術館をモットーに、県民の創作活動を育成助長する美術館を旨とし努力している。
- ④ 情報の収集・提供

県民の文化活動も積極的に参加する能動的なものと変化している。この気運を一層醸成し、文化のすそ野を広げるため、各種情報の収集・提供を積極的に行っている。
- ① 芸術年鑑の刊行……昭和四十六年以来、県内の芸術文化活動を部門毎に批評展望を加えて収録し、また、五十一年以降本県になじみの深いテーマを選び、特集を編んで刊行している。
- ② 県民文化活動ガイドブックの刊行



重文高蔵寺阿弥陀堂

本県における新しい文化行政は、下記のごとく五十四年から模索をはじめた段階で、具体的な施策はこれからである。

- (1) 文化問題懇話会の設置

文化を幅広くとらえ、本県の文化の特質や構造を採

- (2) 「生活文化の側面からみた県民の意識と生活行動の現状」の刊行（地域文化に影響を与える県民性や価値観、生活行動の実態等を生活文化の視点から見つめ、各種資料から採り出したもの）
- (3) 庁内文化行政連絡会議の設置

昭和五十五年年度に文化問題懇話会の庁内の受け皿として設置したもの（庁内二十五課で構成、実質的討議は五十六年度から）
- (4) 全国文化行政会議（新しい文化行政に取り組む全国自治体の連絡調整会議）

五十五年八月、本県で第六回会議を開催し、「地場産業と文化行政」「行政の文化化」等について情報を交換し、各県の素晴らしい発想、情熱は、本県職員や市町村関係職員にも大いに刺激を与えられた。

時代の今日的要請に応えた文化行政を展開するには、幅広い視野が必要である。また、地域文化創造の主体は個々の県民で、行政は必要に応じて支援していくべきものであり、特に文化行政は直接住民と接する市町村行政を基本にすべきである。このため、県と市町村や文化団体との連携が極めて重要である。更に、こうした総合行政や新しい施策を具体化していくには、あまりにも情報が不足していることから、行政推進の基礎資料の調査や研究、あるいは情報交換、職員の意識啓発並びに庁内の推進体制が極めて重要となる。

三 模索する新しい文化行政

- ① 参加する文化活動の推進

県民ひとりひとりが、郷土の文化やすぐれた芸術に親しみながら、教養を高め、文化活動とかかわりを持つようとする傾向が極めて旺盛になってきている。

そこで、県民が自主的に芸術文化活動に参加できるような条件整備に努めている。
- ② 県民文化活動ガイドブックの作成

文化事業奨励のための知事賞、教育長賞の交付（年間約一三〇件）

二 芸術文化の振興

- ③ 県芸術祭の開催（運営主体は県芸術協会が各ジャンル毎に実施）

優れた創作活動で本県芸術文化の振興に貢献した人々に対する芸術選奨・新人賞の交付
- ④ 音楽・演劇のアマ、団体の公演に際し著作権使用料・会場使用料の一部補助

イ 宮城フィルハーモニー管弦楽団をはじめ多額の経費を要する自主的な文化事業への経費の一部補助
- ⑤ オケストラ演奏会と町民音楽会を併せ持つ形で行う地方音楽会の実施
- ⑥ 郷土芸能、演劇、合唱、弁論等青少年が自ら参加して行う青年文化祭の開催
- ⑦ 次代を担う高校生を対象に、演劇・アンサンブル・合唱・絵画・書道の各部門から成る県高等学校総合文化祭の実施と全国総合文化祭への派遣
- ⑧ 県民会館芸芸・美術講座の開設（絵画書・美術鑑賞・短歌、俳句、川柳等の一年コースの実施）
- ⑨ 鑑賞機会の拡大

優れた芸術に触れた感動は、芸術文化に対する関心を高め、自らも創作活動に参加しようとする意欲を喚起する。
- (2) 文化庁派遣の舞台公演を中心とした移動芸術祭巡回公演、青少年、子ども芸術劇場の実施
- ② 県内小・中学校児童生徒を対象に（勸日本青少年文化センターとの共催による巡回小劇場の実施（六十会場）
- ③ 県民会館自主事業による歌舞伎・交響曲の夕

- (1) 文化庁派遣の舞台公演を中心とした移動芸術祭巡回公演、青少年、子ども芸術劇場の実施
- ② 県内小・中学校児童生徒を対象に（勸日本青少年文化センターとの共催による巡回小劇場の実施（六十会場）
- ③ 県民会館自主事業による歌舞伎・交響曲の夕

うるおいのある県民文化の創造をめざして

秋田県の文化行政

梶原忠郎

(秋田県教育庁文化課長)

本県では、一九八〇年代の県政の指針として、「秋田県総合発展計画」を去る五十五年に策定し、「誇りを持つて次の世代に引き継ぐことのできる秋田を築く」ことを目標に諸施策を進めている。さらに、五十六年には、この総合発展計画を基調にして、本県教育のあるべき姿を展望し「秋田県長期総合教育計画」を策定し、文化行政については、豊かな県民性を培うため「うるおいのある県民文化の創造」を基本方針として掲げている。

昭和四十八年四月、文化行政を重点的に推進するため文化課が設置され十年目を迎えようとしている。近年、文化の時代、地方の時代として文化行政に対する今日的要請も大きい。この十年の歩みを振り返るとともに、本県の風土に根ざした豊かな文化が育つよう、環境条件の整備に努めていきたい。

以下、本県における文化行政施策の概要を紹介する。

芸術文化の振興

において、その年度活発な創作活動を行い、かつ優秀な作品を発表して優れた業績をあげた者に秋田県芸術選奨を授与し顕彰している。五十年から始まり、これまで四十三人と二団体が受賞している。

また、県民に今後の活動指針を示すとともに、芸術文化振興の気運を一層盛りあげるため、本県が生んだ優れた芸術文化人の業績を広く県民に紹介し、顕彰している。これまでに佐々木隆（演出家）、成田為三（作曲家）、福田豊四郎（画家）、内藤湖南（歴史学者）を顕彰して、記念演奏会、遺作展、講演会、座談会等を行っている。

(一) 鑑賞機会の充実

1 文化庁移動芸術祭等の開催
公立文化会館は、現在、県内の九市中、七市に建設が終わり、県民会館と併せて地域の文化活動の拠点となっている。これらの施設を中心に、中央の優れた舞台芸術を鑑賞する機会として文化庁移動芸術祭を積極的に導入している。また、青少年の情操の



秋田県青少年劇場
バイオリン&ピアノコンサート



旧奈良家住宅

2 美術館
基本構想の策定
本県における美術の一層の普及振興を図るため、県所蔵作品の常設公開展示、特別企画展の開催、さらに

(二) 創作発表活動の促進

1 秋田県芸術祭
県内の芸術文化関係者または団体の意欲的な創作活動を奨励し、優れた活動成果を広く県民に提供することをねらいとして開催しており、本年度二十四回を数えている。主催公演として、総合美術巡回展、洋舞・邦舞の各団体合同の舞台公演、音楽・演劇の市町村公演、公募文芸誌『あきたの文芸』の刊行を行い、一方、参加公演として邦楽、管弦楽、クラシックバレエ等の公演が行われる。これらの展覧会、公演に対する市町村の希望は年々増加しており、芸術の秋を飾るメインイベントとして県民の間に定着するとともに、地域の芸術文化の普及振興に大きな役割を果たしている。

2 秋田県高校文化祭

高校生の芸術文化活動の相互の交流と活動内容の向上を図るため、音楽（合唱・演劇・美術の部門で全県の規模の発表会、展覧会を開催しており、本年度六回を数えている。

いる。

2 秋田県青少年劇場

県内の小中学校の児童生徒に、学校の講堂や体育館で、中央の優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽（声楽・器楽）演劇（舞台劇・人形劇）などの公演を行う。本年度は六十二公演を行い、百十二校、三万六百六十人の児童生徒が鑑賞している。

(三) 美術品の収集と美術館構想

1 美術品の収集
現代作家優秀美術品収集として、県出身現代作家の優れた美術作品を有償の寄贈方式によって収集し、将来の展示公開に備えている。また、五十五年度には、秋田県美術品取得基金制度を発足させ、近代以降の県出身または本県にゆかりのある作家の作品を系統的に収集することとし、これまで、平福百穂、

五十六年夏、第五回全国高等学校総合文化祭が本県で開催され、多大の成果をあげて終了したが、本県の高校生の芸術文化活動の一層の振興を目的に、組織化に向けて準備が進められてきた秋田県高等学校文化連盟は、五十八年四月に発足の予定であり、当面、現に活動実績のある演劇・合唱・吹奏楽・郷土芸能・美術工芸・書道・写真・放送・新聞・文芸と調査研究の十一部会で組織し、今後、新たな部会も加えて拡充していく計画である。

3 芸術文化活動指導者の養成

県民の芸術文化活動を積極的に推進するため、技術及び実作の向上と指導者の養成をねらいとして、音楽・美術・演劇・文芸・茶道・華道の各分野で芸術文化セミナーを開催している。また、地域文化の振興、芸術文化団体の育成をねらいに、市町村文化行政担当者、公立文化施設の職員及び芸術文化団体関係者の参加をえて文化振興会議を開催している。この会議の最近のテーマは、「文化活動における施設の役割と住民参加」住民の



秋田県芸術祭
総合美術巡回展
参加「住民の自主的文化活動」による魅力ある地域づくりに取り組む。4 顕彰事業
芸術文化活動の中で、音楽・美術・演劇・舞踊・文芸の各分野に

は資料収集、研究、教育普及等の諸活動が進められるように、美術館基本構想委員会が新美術館（仮称）の建設をめざして基本構想が検討されている。

文化財保護の充実

(一) 指定文化財の現況

本県には国指定文化財五十五件、県指定文化財二百九十二件、計三百四十七件の文化財がある。

このうち建造物では、江戸時代の旧地主階層の豪壮な住家旧奈良家、嵯峨家、大山庄、土田家、鈴木家、草野家があり、五十四年以降、年次計画で保存修理、防災施設の仕事を行っている。旧奈良家は、県立博物館分館として公開している。

絵画では、秋田蘭画として知られる小田野直武の「不忍池図」、唐太宗花鳥図（県指定）がある。

無形文化財は、県指定の工芸技術、鹿角紫根染・茜染、秋田八丈、秋田畷織があり、雪国の風土の中で育てられた伝統の技術である。

民俗文化財は県内各地に非常に豊富に伝承されている。民俗芸能では、小豆沢の大日堂舞楽、保呂波山の霜月神楽、西馬音内の盆踊りなどがよく知られている。近年、観光行事の一つになってきている秋田の竿灯、男鹿のナマハゲ、六郷のカマクラは、県内の代表的な年中行事である。有形民俗文化財では、八郎漁漁撈用具、阿仁マタギ用具（県指定、尾去沢鉱山用具（県指定）など貴重な資料を残している。

史跡では、縄文時代の配石遺構で知られる大湯環状列石、古代の出羽国開拓の拠点秋田城跡、弘田柵跡、本県の鉱山を代表する旧院内銀山跡（県指定）がある。秋田城跡、弘田柵跡は、遺跡の現状を保存するために土地の公有化を進めており、また、弘田



私田柵跡 政庁城正殿跡

柵跡は本年度から環境整備に着手した。

名勝、天然記念物では、十和田湖及び奥入瀬溪流、桃洞・佐渡のスギ原生林（森吉町）が代表的なもので、また、県北地方の秋田犬、声良鶏が知られている。

角館町の武家屋敷とシダレザクラなどの緑が一体となった景観が、伝統的建造物群保存地区に選定され、保存修理、修景事業が進められている。

(二) 各種文化財調査等の実施

1 文化財調査

本県では文化財の状況を把握し、適切な保護・保存に資するために各種の文化財調査を実施して記録を作成している。四十八年以来民家、方言、中世城

館等の調査を行い、また民俗分布図を作成した。県単事業として、これまで酒造・林業・漁撈・農業等の用具と習俗の調査を行っている。本年度は紙漉、金工芸、漆器工芸、染色、陶芸など、県内に伝わる伝統的な工芸技術の調査を行っている。

2 無形民俗文化財の記録選択調査

無形民俗文化財は、社会生活の変化とともに衰滅または変容の恐れがあるものが多く、記録作成、現地公開等により保存伝承に努めている。地域伝承活動として、大日堂舞楽、霜月神楽、男鹿のナマハゲの記録作成は終了、本年は秋田の竿灯の記録作成を行っている。

県単事業として、民俗芸能の十六ミリ映画（カメラ）による記録作成を行っており、これまで二十七件の収録が完了している。また、毎年県指定の民俗芸能四件に対して、用具修理の助成、五市町村に対して現地公開の助成を行うとともに、県民俗芸能大会を開催して保存伝承活動の充実を図っている。

(三) 埋蔵文化財の保護

1 緊急発掘調査

本県の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、約三千五百か所に及ぶ。これらの遺跡の保護については、四十九年から文化財保護指導員を委嘱し、パトロールを実施して成果をあげている。県内の遺跡の分布については、五十一年『秋田県遺跡地図』を作成し、その後、分布調査を毎年継続して正確な遺跡台帳の整備に努めるとともに、市町村教育委員会を通して遺跡の周知徹底を期している。

本県でも、大規模な地域開発に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査が年々増加している。本年度は、東北自動車道建設、ほ場整備事業、公害防除土地改良事

業、県道改良事業、秋田臨空港新都市開発事業等に係る約六万平方メートルに及ぶ発掘調査を実施した。

2 学術調査

国指定史跡秋田城跡は、四十七年から秋田市教育委員会が、同私田柵跡は四十九年から県教育委員会が、それぞれ学術調査を継続して行っており、いずれも古代東北の地方官衙としての遺跡の解明が進んでいる。

3 秋田県埋蔵文化財センター

五十六年十月、私田柵跡のある仙北町にオープンした。職員十六名、内専門職十名で県営の発掘調査事業を中心に活躍している。埋蔵文化財センターの中に、最近の県内で発掘された土器、石器、土偶などを展示する特別収蔵庫があり、オープン以来この一年間で約八千五百名の人びとが見学に訪れている。

農業博物館の建設準備

本県の基幹産業である農林業と農山村生活の歴史を探り、今後の発展に結びつく学習の場を提供するため、農業、林業、畜産に関する総合博物館の建設が秋田県総合発展計画の中で取りあげられ、現在その基本構想を策定中である。

本県では、五十年五月、人文・自然部門を総合する秋田県立博物館を開館しており、市町村の歴史民俗資料館とともに郷土学習の場として全県的な施設活用のネットワークの確立が今後の課題である。



うるおいのある人間性豊かな県民の育成

山形県の文化行政

山形県教育委員会が、芸術文化の振興、文化財の保護、文化施設の整備など文化行政を重点的に推進するため、去る昭和四十八年に社会教育課から文化課が分離して六年目にあたる。

この間、文化庁はじめ関係各位のご指導ご援助により、文化財の保存指定、修理など名実ともに整備充実され、予算額では発足当時の三・二五倍、職員数は非常勤嘱託を含め五名の増員が図られるなど、組織の充足を図り、現在、課長以下二〇名で文化行政に全力投球をしている。

以下、本県における昭和六十年を目標にした文化振興長期計画、芸術文化の振興、並びに一般文化財の保護と活用、および埋蔵文化財の保存など、施策の主なもの概要について紹介する。

文化振興長期計画

昭和六十年を展望した山形県教育振興計画における文化行政の方向は、「うるおいのある人間性豊かな県民の育成」を基本目標にし、土の中で培われてきた文化を基盤として、県民の芸術・文化の日常化・生活化を軸とした自主的活動を推進し、県民の手に

よる新しい文化の創造を目指しており、今後、この文化創造の気運をなお一層醸成し、本県の風土に根ざした人間性豊かな香り高い地域文化が育つよう、環境条件の整備に努めていくものである。

花開く県民芸術祭

芸術文化の活動の集大成として、芸術文化各分野の参加のもと例年開催される県民芸術祭は、昭和三十八年に、県民待望の県民会館の落成および県内芸術文化関係者を網羅した県芸術文化会議の結成を契機として開催され、以来一七回の歴史を重ねている。

この催しを通じ、県民に広く芸術文化鑑賞の機会や創作活動発表の場を提供するとともに、文化に恵まれない辺地に文化団体による巡回公演を行うなど、地域に根ざしたきめ細かな文化活動を行っている。

また、県民芸術祭の実施により各部門間の交流が容易となり、特に第一〇回県芸術祭における創作舞台「川賊唐九郎」は県内芸術文化一〇部門の団体の企画・運営のもとに上演したもので、文字どおり本県芸術文化の総力を結集したもので、今日県内各地で盛大にみられる芸術文化活動の礎となっている。

山田 信一

(山形県教育委員会文化課長)



プロオーケストラ「山響」の活躍

「東京だけが文化ではない。地方にこそ文化の素材が多く残っている」との信念のもと、地方の伝統を生かし、生活に結びついたオリジナルな音響活動をしようと、本県出身の村川千秋氏（現常任指揮者）の呼びかけにより、昭和四十六年に、東北地方唯一のプロオーケストラとして山形交響楽団が誕生した。以来、文化庁、山形県、山形市などの助成のもと、東北地方はもちろん新潟県にまで足を延ばし、「母子のコンサート」「山響と第九を歌う」演奏会等や、昭和五十三年度において延べ一九五回にも及ぶ小中・高校生対象の音楽教室などを開催いたし、地域に根ざした音楽文化の振興に異色の活動を行っている。

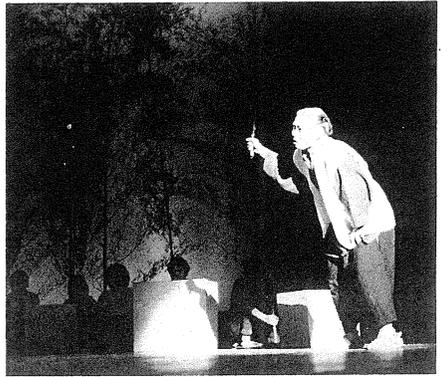
優秀美術作品の買上げ

県内美術作家の創作意欲を高めるため、本年度の新規重点事業として、「優秀美術作品の買上げ事業」を実施することにした。

これは将来、プロ美術作家として有望な新人を掘出し、育成しようとするもので、対象作品は日本画・洋画・彫塑・工芸・書道および写真で、委員五名よりなる選考委員会において買上げ作品の選択・価格等について協議することになっている。買上げた作品は、巡次公開展示をいたし、広く県民の美術鑑賞の用途にも供する予定である。

高等学校文化連盟の発足

昭和五十二年千葉県で開催された第一回全国高等学校総合文化祭への参加を契機として、同年十月、東北では初の県高校文化連盟の発足をみた。県内公立七十一校全校の加入のもとに当面は演劇、合唱、

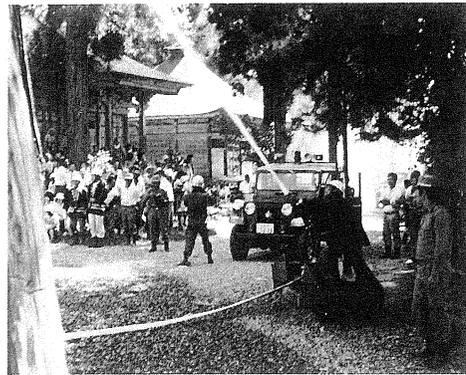


全国高等学校総合文化祭演劇の部で優勝した
「じゃがらがら」の一場面(天童高校演劇部)

吹奏楽、美術、書道、科学、新聞の七専門部を設け、生徒や教師を対象にしての研修会、講習会等を行い、技術の研鑽に励むとともに県と共催いたし高校芸術祭(演劇、合唱、吹奏楽、美術、書道)を実施いたし生徒相互の親睦交流に努めている。

文化財保護条例の制定

貴重な文化遺産を適切に保存し、これを後世に伝え、広くその活用を図り、また県民各層に文化財に対する理解と認識を深め、積極的に文化財愛護の思想を醸成するための文化財保護条例の制定については、県内全市町村制定を重点目標に指導に当たった結果、本年三月残る一町の制定をみるに至って県内四四市町村の全部が条例を制定することとなった。このような法的整備とともに、職員体制の整備を拡充強化することによって、市町村における文化財



県総合防災訓練の日(9/1)に文化財消防
活動訓練を実施する(寒河江市慈恩寺)

保護活動や調査活動がさらに活発になり、今後の文化財保護行政が一段と飛躍することを期待している。現在、本県において指定して保存している文化財の総数は、六一八件で、国指定一〇三件、県指定四一八件、市町村指定一、一〇七件となっている。これを性質別に分類すると、絵画、彫刻、工芸品、考古資料が最も多く全体の六九%を占め、記念物、

建造物の順となっている。比較的少ない無形文化財および民俗文化財については、優れた価値あるものの発掘に努めている。特別天然記念物「カモシカ」の生息数は、奥羽、吾妻、朝日山系などに約八、一〇〇頭と発表され、五一年度調査に比べ一四倍余に増加したと推定される。

緊急発掘調査の対象は、農林事業にかかわるものが全体の約半数を占め、そのうち圃場整備事業が大部分となっている。こうした圃場整備という面的開発による調査のなかから重要遺跡の調査事例を紹介する。

まず第一に城輪跡をあげなければならない。城輪跡は周知のように出羽の国府跡と考えられる遺跡で、庄内平野の殺倉地帯である酒田市大字城輪に所在する。昭和六年に用水路の一角より角材が発見されたのが発端となり、地元郷土研究会、文部省などによる調査の結果、翌昭和七年四月二五日、国の史跡として指定された。その後、大規模機械化による基盤整備などによる景観の変貌から保存の気運が高まり数次にわたる調査が今日まで続けられている。



稲荷森前方後円墳の全景
(南陽市大字長岡字稲荷森)

特に、四一、四三年にかけて約一・六ヘクタールの公有化が図られた。なお、今年、指定地内において総合パイロット事業にかかわる緊急発掘調査が、酒田市教委が事業主体となって、今後の史跡整備計画の資料を得るために調査中であるが貴重な遺構、遺物などが発掘されることを期待している。

そのほか平形遺跡(県指定)、堂の前遺跡(国指定申請中)、八森遺跡(重要遺跡確認分布調査)などが重要な史跡として整備されつつある。

一方内陸においては、銀象嵌の環頭大刀の発見で学史的にも脚光をあびた大之越古墳をはじめ、県立博物館が学術発掘調査している稲荷森古墳なども、それぞれ地元教委が主体となって保存整備計画が進められている。

こうしたなかで、県教委は県文化財保護協会、地元考古学研究者とともに、県民総参加の発掘調査を実施して埋蔵文化財の保護思想の普及に努めている。

自然学習園の開設

山形市より車で三十分の白鷹山麓に七ヘクタールの自然学習園が、県立博物館の附属施設として設けられた。当学習園の中心となる琵琶沼周辺は稀にみる高層湿原の発達したところで、二万年前の氷河期の植物や貴重な鳥類・トンボ・両棲類の分布上珍しい地区として五三年に県の天然記念物に指定されている。今後、各種講座、研究会の野外観察の場として広く活用されるよう観察路や標識などの整備を図っている。

大海牛(人魚のモデル)の化石発見

一小学生が、昨夏最上川の河床でみつけた脊椎動物の化石は、調査の進行につれ臼歯がみつかり、ニューヨークの自然史博物館に資料を送って、鑑定を

指定文化財の保存と活用

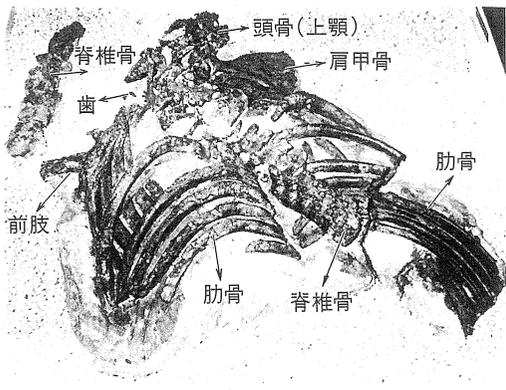
旧山形師範学校本館の解体修理事業を実施しており、完成後は県立教育史料館として一般公開を予定している。昭和四十九年まで使用していた旧山形県庁本館は、最近脚光をあびている近代建築であるが、国の近代建築保存に先がけ県の有形文化財として保存することになり、現在、県立歴史資料館として利用するため、その利用計画を策定中である。そのほか、米沢市の山形大学工学部本館(旧米沢工専本館)も今年度から解体修理を予定されている。これ等の文化財には防災設備の設置が必要であり、その設置に最大の努力をはらっている。国指定文化財については、そのほとんどが設置済みであるが、自衛消防隊の組織化と定期的な訓練の実施を指導している。

最近指定された重文の「上杉家文書」も本県の代表的文化財である。鎌倉時代から江戸時代までの一七五二通の文書であるが、江戸期において二度にわたって整理され、発信者別、内容別に整理保存されている。四つの鞆筋に収納されたそのほとんどの文書は、受け取った当初のままで伝えられ、中世における文書の生きた姿を伝えた唯一の文書群として有名であり文化財価値を一層高めたものといえる。

埋蔵文化財の保護と環境整備

山形県における遺跡数は約二、四〇〇箇所あり、毎年三〇数箇所の遺跡を県または市町村教育委員会が調査主体となって緊急発掘調査を実施している。開発に伴う緊急発掘調査は記録保存を前提とし、事前協議と現地踏査を密にし、最少限度の範囲に限り、また設計その他工法上の変更などによる現状保存の方法によって緊急発掘調査を実施している。

依頼した結果、ハーワード大学のドミニク博士により、ジュゴンとともに「人魚」のモデルといわれているカイギュウの仲間化石で、新種の可能性強いとの返事が届いた。まだ未詳の点が多いが約八百年前の県内に「人魚」がいたこととなり、その後開催された化石展には連日大勢の人々が詰めかけ、古代のロマンに想いを馳せていた。



大海牛の化石
(大江田町左沢、最上川河床より発掘)

第三次全国総合開発計画の中で、豊かな自然と地域の特徴を生かした文化的な田園都市造りが叫ばれておりますが、幸い山形県は自然や地理的な条件に恵まれ、さらに心ある県民のおかげで数多くの文化遺産が今日まで守られ、育てられ、受け継がれている。このような貴重な文化財を国民の遺産として、さらに手厚い保護を加え後世に伝える責務がある。

我が県の文化行政

福島県の文化行政

阿部信市

(福島県教育庁文化課長)

はじめに、県土のすがた、県の成りたち、県人氣質について、小林清治・山田舜「福島県の歴史」から紹介する。

一 風土と人間

福島県は、東北地方の南端に位置し、全国都道府県のうちで第三位の面積の広大な県であるが、その大部分は山地である。那須・磐梯・安達太良・吾妻など海拔二千米級の火山群を擁する那須火山帯とその土台をなす奥羽山脈とから成る東北中央分水山地、その東にならぶ低い阿武隈山地と、二つの山地は、本県を東から浜通り、中通り・会津の三つの地域に区分している。このような地形に規定されて、海岸地帯の浜通りは夏冬ともに比較的めぐまれた氣候を保つが、中通り北部の福島盆地の夏は全国屈指の高温となり、会津は最深積雪一メートルから三メートルにおよぶ多雪地帯となる。三つの地域は、いちじるしい氣候風土の相違をみせるのである。へ中略へいまの福島県が誕生したのは明治九年(一八七六)のことである。その五年前の明治四年、廃藩置県で浜通りに平県(田村・石川・東白川をもふくむ)

中通りに二本松県、会津に若松県がおかれ、さらに同年平県は磐前県、二本松県は福島県と改称され、県庁はそれぞれ平・福島・若松に設置された。この三県の合併によって福島県が誕生したのである。福島県地方がまとめて一つの行政区画をなしたのは、これがはじめてであった。へ中略へ江戸時代の福島県は一〇をこえる藩と、それにおとらない数の他藩の飛領とさらに幕領とで分断され、それが時期により変動するといふ複雑な様相を呈し、岩手・宮城などとはまったくの別世界を構成した。このように譜代中小藩と幕領とが配置されたのは歴史的条件はさておき、さしあたりは本県地方の地形的複雑さと、東北地方の南端という位置的条件にもとづくものだったように思われる。

明治九年の福島県の誕生後一世紀におよぶ過程で、この地形的条件にもとづく社会的多極性は少しずつ克服されてきた。しかもなお、それが本県の特徴であることは否定できない。そのもつとも端的な指標として、県人口と県庁所在都市人口との比較を東北六県の例でしめすと福島県の相対的低位は明白である。へ中略へ江戸時代以来の福島県の自然的複雑性と

社会的多極性は、当然、この県にまとまった県人氣質といったものをうませなかつた。あえてそれをいうならば、全国的にみれば東北人の性格をもちながらも、東北の内であれば東北人特有のねばり強さおよび純朴さという点で本県人は東北の北部の県の人におよばないと思われる。その反面、進取の気性では、よりすぐれているといえよう。

「脱東北」を志向する新産都市常磐・郡山地区の人びとにはこの傾向が強く感じられる。しかし、相馬・会津の両地方は、旧藩以来の伝統と産業発展の一定の限界とに規定されて、「野馬追い」神事と、「白虎隊魂」をなお保持する一つの「郷土」を保持し、独特の純朴の風儀と不屈の精神において、北の諸県の人びとにまさるともおとらぬものがあると思われる。へ中略へ

二 県教委の文化行政

県教委内に文化課が置かれたのは、昭和四十七年六月である。全国的にみてもおそい方ではない。芸術文化の振興については、①芸術鑑賞の機会拡充②参加する文化活動の促進③創作活動の普及向上④文化施設の整備促進を、文化財の保護については、①文化財指定の促進②指定文化財の管理、保存の強化③開発に対応する埋蔵文化財包蔵地の周知と保存の強化の各柱をたて、これの肉づけに努力しつつある。これらについて芸術文化の振興を中心に若干ふれてみたい。まず、①の芸術鑑賞の機会拡充では、県総合美術展覧会移動展がある。これは、県展の優秀作品一〇〇点(この中には、本県出身で県外で活躍されている作家の作品が含まれている)を一会場四

日間単位で県内六か所で展示するものである。開催地としては、市を除き、町村を対象としている。南会津の某村では、全村民はいうに及ばず、隣の村からもバスを貸しての鑑賞であったとのうれしい報告がある。次に「家庭劇場」がある。これは、本格的な文化施設を有しない地域の人がこのために、優れた舞台芸術を巡回公演して家族ぐるみで芸術を鑑賞することを奨励し、豊かな家庭づくりをすすめるもので、対象は小中学生、高学年、中学生低学年と父兄とし、本年度は出演は、大庭照子/ピアノ、ギター、ベース又はコリンズヴォーカルアンサンブルである。これも市を除く二〇〇の町村を巡回する。入場は無料である。②の参加する文化活動の促進では、「文化のふるさと」指定と芸術セミナーをあげたい。前者は、合唱のまち・文芸のまち・美術のまち・民俗芸能のむら・舞踊のまちをつくりあげ、ことをめざすものである。三か年間の指定で助成する補助金も小額ではあるが、この指定をきっかけに、住民の連帯感が一段と強化され、明るいまちづくりがはじまった、消滅していた民俗芸能がつつぎと復活を



福島県文化センター(旧福島県立文化センター)
福島県文化センター(現福島県立文化センター)

みたなどの報告がある。後者は、中堅実作者の技術の向上と地域文化活動指導者としての資質の向上をはかるための研修の場であり、七種目をそれぞれ三日間開催している。会場は七か所の市町村とし、毎年こととなった市町村

世に誇りうる県民のための郷土となるためにも、今この際、福島県の文化のあり方全般について見直しを行い、今後福島県の文化をどのように育てて行くべきかを考えることは極めて大切な事だと思われる。さて、福島県の文化を考える場合、それは県民の皆様自身にやっていたことが最もふさわしい方法だと思われま。文化を支え、かつ担う責務を負い、また文化を選択する権利をもつのは皆さん県民の一人ひとり以外ならないから。このような考え方の方に立ち、県では昭和五十二年を期して皆様お一人おひとりに、できれば全ての県民に本県の文化のあり方についてご検討いただければ誠に喜ばしいことであり、その中から何かしら新しい本県文化の向上への途が開かれるのではないかと期待しております。このため、県では、このたび次のような話し合いの場を設けました。

県民の皆様と直接話し合っていたくにもそれには自ら、限度があります。そこで県では、さしあたり皆様の中の代表ともいべき方がたにお集まりいただき、「文化を考える県民会議」という形で、本年六月から話し合いや討議を進めていただくことにしました。この会議は、従来の県の多くの審議会等で実施されているような県の原案について審議会委員の方がたの意見を聞くといったやり方でなく、出席者の方々自身で意見の交換をさせていただきます、県では、全く白紙の状態です。直接相対多数の皆さんにアンケートをお配りしてご意見を聞き、その意見は県民会議の皆様にも伝える予定であります。以上は文化を考える県民会議事務局(県企画開発

を会場に選定しその地域への刺激をもネライとして。なお、国は、本年度に参加する文化活動事業補助金を新設したが、本県では会津若松市が名乗りをあげ、去る七月から、陶芸・版画・祭りばやし等の三つの広場が開催されている。特に陶芸・版画の広場では、一般成人コースのほか、親子で楽しむファミリーコースが設けられており好評である。又、さきにも、千葉県下で開催された第一回高校総合文化祭には、本県から合唱の一枝、吹奏楽の一枝が参加したことも付記しておきたい。

が文化活動指導者養成の講座などを開設する場合で、講師派遣の希望があるとき、その講師のあつせん謝金を文化センターが負担しようという試みである。文化財の保護について多くのふれながい。大の課題は、開発と保存の調和である。埋蔵文化財については、本年度、財団法人県文化センターの一機構として、遺跡調査課を置き、県職員を派遣したが本番はこれからである。それについても、文化財保護法の、より一層の強化、都道府県教育長協議会等の要請する文化財保護主事制度を一日も早く実現したいものである。



福島県文化センター

③の創作活動の普及向上は、各コンクールへの共催助成などであるが、とりわけ、合唱活動が、全国に誇り得る水準にあることは非常に心強い。④の文化施設の整備促進であるが、本県の文化施設は、公立についてみると五〇〇席以上の固定席を有するものが二館あり、少ない方ではないが、施設・設備が十分ではない。前述の会津若松市が昭和五十二年年度国補助を希望しているが是非実現させたいと念願している。

最近、経済活動が従来ほど急速に成長しにくくなったことや、耐久消費財を中心とする生活物資が広く行きわたってきたことなどの事情を背景として、「豊かな生活」のあり方について県民の方がたの考えが変わりつつあるように見受けられます。つまりより多くの物を消費して暮しを豊かにしたい気持ちにかわって生活の質を高めることを重視したいとする気持ちが序々に広まりつつあるように思われます。このような時に、生活の質的豊かさを象徴すると思われる文化の問題についてジックリと考え直してみることは大変意義深いことではないかと思われま。特に今後本県が特色のある、また主体的な発展をとげ、後

部企画調整課文化担当)が県下に配布した「福島県の文化を考える」のタイトルの冊子のうち、(1)福島県の文化を振りかえってみて下さい、(2)文化の担い手は県民の皆様です、(3)県では県民会議という話し合いの場を設けましたの紹介である。冊子は、このあと(4)広い視野で文化を考えよう、(5)行政は皆様の文化創りをお手伝いします、(6)皆さんで一緒に考えよう、の見出しで県民に呼びかけている。

なお、この会議の直接の事務局が、知事部局であることはすでにのべたが、県行政全体が広い意味で文化行政であるべきであるとする立場から、県教委との連携は当然である。第一回の会議は、昭和五十二年六月十五日、座長佐藤光氏(福島高等工業専門学校校長、元県教育長)、委員四十二名の構成で知事公館で開催された。委員の顔ぶれは、真に県民の代表にふさわしく、県内在住者でもって構成され、年齢、性別、地域別、各界分野別等に苦心のあとがうかがわれる。この会議は、第一回であるため、当然のことながら、運営について多くの時間をついやし、テーマ設定については、次回までに各委員が提出することになったが、予定時間をオーバーするほど熱の入った進行ぶりであった。すでに各委員会からは、文化の伝承・文化の普及・創造・文化施設・文化的風土環境などについて多くの検討事項・提案事項がよせられている。又、アンケートについても、「文化に関する意識調査」として設問四十八が設定され、一千名の県民(団体を含む)に送付され、目下、集計が行われている。県民文化の体系づくりは容易なわざではない。しかし、本県でも、その第一歩をふみだしたのである。

三 文化を考える県民会議の設置

芸術家を輩出、文化財も豊富な

茨城県の文化行政

綿引 一夫

(茨城県教育庁文化課長)



幅広く実施したいと考えている。
これら委託事業としての予算は、本年度四、二五
五万円である。

(3) 茨城県芸術祭の開催

芸術祭については、本県の場合文字どおり県民の
芸術の祭典といふことができる。昭和四十一年の県
民文化センターの建設を契機に、それまで個別に、
独自の活動をしていた県内芸術文化団体の大同団結
が実現し、全国的にも類のない「茨城文化団体連合」
が誕生するとともに、二十年という長い歴史をもつ
「県展」を発展的に解消し、県内芸術文化の各分野を
網らした芸術祭となったのである。

今年度の状況を見ると、美術、音楽、舞踊、芸能、
文学の五部門、三十三種目を数え、質量ともに充実
した多彩な県民の祭典である。

しかも、昭和五十一年度からは、実質的な運営を
「茨城文化団体連合」が担当することとなり、名実と
もに自らの手によるものとなったことは、画期的と
いえる。十月初旬から二か月に及ぶが、この事業に
要する経費は約四、〇〇〇万円、うち一、三六〇
万円が県負担金となっている。

(4) 新美術館の建設と美術資料の収集

本県においては、古くから数多くの優れた芸術家
を輩出しており、他県に誇り得る美術館と自負して
いるが、現在、美術館は県民文化センターに併設さ
れている状況で、かねてから、有識者や関係団体等
から、独立美術館建設の要望もあり、昭和五十三年
度に建設調査委員会を設置し、基本構想策定にかか
る研究調査を実施したが、現在、引き続き審議を進
めているところである。

一方、美術館における美術作品等の収集を、円滑
かつ効率的に行うため、本年度美術資料取得基金を

一、芸術文化の振興

(1) 「県民芸術鑑賞の集い」の実施

広く県民に優れた芸術を鑑賞する機会を設けて、
芸術への関心を高め、心豊かな県民生活の向上に資
するため、現知事の肝入りで、昭和五十二年度から
毎年、中央の優れた芸術団体や県内で活動している
芸術団体を迎えて、県民の日（十一月十三日）を中
心に、県内各地で無料による鑑賞の集いを開催して
いる。平素、生の芸術に触れる機会の少ない地域の
人々から非常に期待されかつ喜ばれているところだ
がある。

この事業の実施に当たっては、開催地市町村を中
心に地区実行委員会を組織して、実際の運営を委員
会にゆだねることにより、地域ぐるみの普及効果を
期待している。

本年度は、東京フィルハーモニー交響楽団による
演奏会を二か所、有馬徹とノーチエクバーナ、ボニ
ージャックス・豊岡豊とスイングフイズ、県内の日
立交響楽団による演奏会をそれぞれ各一か所で開催

することにしている。

(2) 文化福祉事業団委託事業の実施

この事業は、社会福祉法人茨城県文化福祉事業団
に委託して、国内外の優れた芸術の公演等を低廉な
料金（一部無料）で鑑賞できるよう、県民文化セン
ターの開館を契機に、昭和四十一年度から実施して
いるものである。

本年度は、イタリア室内合奏団イ・ムジチの公演、
藤山寛美一行を迎えての松竹新喜劇公演、本県出身
の新人音楽家による発表会、県内のへき地校の児童
生徒を対象とした児童劇巡回公演等を計画している。
また、県民の参加する文化活動奨励のひとつとし
て、夏期文化学園を開設している。

これは、茨城文化団体連合および大学教授等関係
者の協力も得ながら、県内各地で美術講習（日本画、
洋画、彫塑、陶芸についての実技指導）と、美術、
文学、演劇、音楽など各般にわたる芸術講座を実施
している。地域によっては希望者が急増して、その
対応に苦慮しているところもあるほどで、さらに、

設定した。基金の積立額は二億円である。

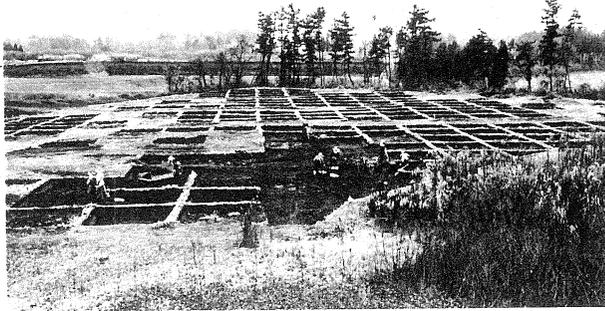
二、文化財の保護と活用

(1) 指定文化財の現況
現在、本県における国・県指定文化財は次表のとおり六三〇件である。

区分	種類	国指定	県指定	合計
有形文化財	建造物	25	55	80
	絵画	8	63	71
	彫刻	14	119	133
	工芸品	9	116	125
	書籍・典籍・古文書		29	29
	考古資料	2	10	12
	歴史資料		1	1
無形文化財		1	2	3
民俗文化財	有形民俗文化財	1	2	3
	無形民俗文化財	2	24	26
	民俗芸能	17	56	73
	歴史民俗資料	2	5	7
記念物	史跡	2	5	7
	天然記念物	8	59	67
	史蹟			
合計		89	541	630

本県は、全国的にも指定文化財件数が多いが、これは、旧藩以来文化財の保護については、特に関心が高かったことと、恵まれた環境におかれていたからとみられる。

本県の代表的な指定文化財を二、三紹介したい。
鹿島郡鹿島町・鹿島神宮の黒漆彫太刀拵の直刀(国宝)、石岡市の常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡特別史跡)などは、全国的にも誇れるものである。直刀は、他にもは類似をみない長大(二二四センチメートル)なもので、平安時代初期の作とみられているが、鹿島神宮の神宝として手厚く保護されている。



仲原遺跡全景 (北相馬郡守谷町)

を一堂に集めて県民に公開し、文化財に対する理解と認識を深めるとともに愛護思想の高揚を図り、後継者の育成と伝承保存に努めるため、昭和五十二年度から毎年「郷土民俗芸能の集い」を開催している。県内はもちろん、近県からの見学者も多く、文化財に対する関心を高めるうえに効果的である。本年度これに要する予算は二四、五六三千元である。

(3) 開発と埋蔵文化財の保護

「常陸国風土記」に、気候温暖で水陸の物産にも恵

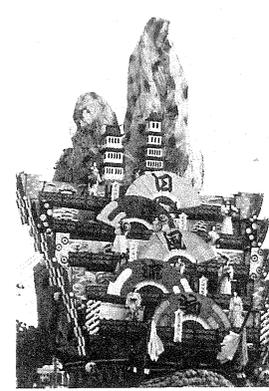
常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡とも、現在は礎石群を残すのみであるが、よく保護されている。常陸国分尼寺跡については、史跡公園化を図るための用地の公有化を進めており、現在までに全体の七五パーセントの買収が済み、昭和五十四年度からは、年次計画で基壇復元を主体とした保存整備を実施することとしている。

次に、水戸藩第九代藩主徳川齊昭が創設した旧弘道館(特別史跡)・常磐公園(国史跡・名勝)であるが、旧弘道館は、水戸藩の藩校として天保十二年に創設されたもので、現在は正庁のほか、至善堂や正門、学生警鐘等と土塁を残すのみであるが、保存整備は行き届いている。また、常磐公園は、翌天保十三年に創設されたが、別名「偕楽園」と呼ばれ、県民の憩いの場としても親しまれており、年間三百二十万人もの見学者を数えている。園内にある奇昭自身が設計した好文亭の優美な姿は、全体を気品のあふふん囲気に整えている。現在、公園全域にわたり長期的整備計画にもとづく地質及び植生調査や、建造物等の総合診断を実施し、管理状況の見直しを行っているところである。

また、本県の動植物等については、本県は暖帯と温帯との接点にあるため、動植物の分布も多様性をおびており、非常に貴重なものがみられる。動物の代表例としては、笠間市片庭のヒメハルゼミ(発生地(国・天然記念物)がある。楞厳寺という寺の境内にあるカシ・シイ等の広葉樹林に発生し、一〇メートルもの高所で、夕刻五、六時頃によく鳴き出す。一匹が鳴き出すと全部で合唱するなど、興味のある習性をもっている。太平洋岸での分布上の北限とされている。

植物の代表例としては、ハマナス(自生南限地帯(国

天然記念物)がある。ハマナスは、北海道・東北・北陸・山陰の海浜砂地に自生する寒地性の落葉灌木で、枝条にトゲを密生し、花は紅色、芳香をもっている。寒帯地方の植物が南下し、本県の鹿島郡大野村を分布の南の端とされているもので、植物分布学上からも注目されている。



日立風流物(郷土民俗芸能の集い)

次に、民俗芸能の中で特筆できるものとしては、日立市の日立風流物(国・無形民俗文化財)がある。

江戸時代中期、日立市神峯神社の祭祀にあたり、民子が奉納のため造った山車(国・有形民俗文化財)の上で、人形芝居が演じられたことにはじまる。当初は、山車も簡單だったと考えられるが、明治以後は今日見られるような六階造りの豪華なものとなり、山車の規模、人形のあやつりなどにおいて独特の趣があり、情趣豊かな郷土芸能として注目されている。

ところで、本県においては、懸案であった市町村文化財保護条例も昭和五十二年に全市町村で制定され、今後は各市町村で保護計画の策定が推進されるように努めたいところである。

(2) 「郷土民俗芸能の集い」の開催
県内の伝統的な民俗芸能のうち、価値の高いもの

まれた「常世の国」と書き記されていることを物語るかのよう、県北部山間地帯の一部を除いて、ほぼ県内全域にわたって、各時代の遺跡・遺物が豊富に存在している。現在、本県において所在の確認されている遺跡数は、約四、〇〇〇か所を数えている。これらの文化財については、都市の再開発あるいは大規模宅地造成工事等の関連で、その取り扱いは対応を迫られることが多く、昭和五十三年度だけでも、緊急調査による措置として記録保存したものが五〇余件にのぼっている。最近、開発関係機関等との積極的な事前協議体制が確立されつつあることは、わたくしにとっても苦慮していたことは、大規模開発関連の埋蔵文化財保護をいかに進めるか、とりわけ発掘調査に伴う調査要員の確保をどうするかであったが、昭和五十二年度財団法人茨城県教育財団に調査課を設置することができた。公社・公団等に係る埋蔵文化財の処理に当たっているが、現在、調査員について二十名を県から派遣している。これまで関係機関の協力を得ながら一応の成果をあげているといえる。

一方、市町村及び民間企業に係る調査については、当該市町村に遺跡調査会を組織させ、民間の研究者等の協力を得て措置しているが、この方法は地域社会の埋蔵文化財への関心を高めるうえにも大いに役立つ。

以上のことに関連して、埋蔵文化財に対する保護思想の普及と併せ、調査員不足を多少なりとも解消する方策の一つとして、毎年、夏季期間を利用して、二週間程度の日程で小・中・高校教職員を対象に発掘調査研修会を実施している。

生きた巨大な文化財・

日光杉並木街道を中心とした 栃木県の文化行政

武井 宏

（栃木県教育委員会事務局文化課長）

はじめに
都道府県における文化行政主管課の仕事は、文化庁の所管する業務のすべてを網羅している。しかし、県の文化課長は、県の文化庁長官であるのか……？否、そんな識見と能力は私にはあり得ない、ということ、文化の時代の到来を迎え、浅学・非力を託ってばかりいないで、住みよい、豊かな県づくりのため、老骨に鞭うって、この重大な職責を全うしなければならぬと考える。そこで、当県の文化行政をいくつかに分けて、それぞれ現状と課題を述べてみたい。

芸術文化関係

近県や、ブロックの文化課の人々に聞いてみても、他の文化財保護や調査の業務と異なり、この「芸術文化」という名前を冠する行政事務分野が、私ども

公務員にとって、最も不可解な摺みどころのない分野ではないかと思われる。仕事の内容は、貴重な紙面を領して縷々説明するまでもなく、文化庁の御援助による青少年・子ども芸術劇場、移動芸術祭、音楽鑑賞教室等、すぐれた芸術を、地方でも安く鑑賞できるといふ行事が中心となっており、問題は、国の主導型文化事業にのみ頼っていて、地方特有の県単事業によるものが、きわめて少ないという点であろう。基本的課題の一つは、地方文化こそ、中央文化の源泉であるので、中央に倣ったり、中央崇拜をしたりすることなく、地方独自の文化を守り育てることこそが使命であるとする考え方と、神戸や仙台で行われた文化行政会議で、一部の識者が論じていたこととく、中央と地方の文化較差を是正することが第一であって、文化ローカリズムのみの認識は、単に経済的観光主義の所産ではないかとする、この二つの考え方のいずれを採るべきか、はたまた、その両者

の融合を志すべきかということである。

これに関して、昭和五十四年度の当県議会において、ある議員からの「県都と県内市町村との文化較差を是正せよ」との質問に対して、知事は、アドリブで、「文化較差というものは何を指すのか、地方都市には、県都では既に見られない、鎮守の杜や豊かな田園、古い伝統文化が遺されており、これらを相殺すれば文化較差というものが、必ずしも存在するとは思えない」という答弁を行い、これが翌朝の新聞で「ミニ文化論争」としておもしろく報道されたことがあったが、おそらく知事は、自然的なアメニティーをも「文化」の要素に付け加えて答弁されたものと考えられる。

すなわち、豪華な文化施設や一流のオーケストラ等に接することが「文化」であるのか、素朴な盆踊りや田舎料理を楽しむことが「文化」であるのか、これを行う人間によって、様々なとらえ方があるように思われる。

さて、地方文化行政の紹介を目的とする本稿であるので、独自の事業について簡単に御説明すると、何といっても、最大の行事は県芸術祭であろう。これは、戦後いちばやく、昭和二十二年より創設されたもので、昭和四十八年、県文化協会の設立に伴って、同協会に事業を委託（名義上県教委と共催）している。内容は、ホール、美術、文芸、茶華道の四大部門、二十一部会に分かれ、本年は三十四回目を迎へ活発に行われている。

次に、巡回僻地演劇を中学校八会場、小学校十会場で行うとともに、県交響楽団（文化協会とともに事務局は県文化課内）が定期・巡回併せて年平均七



県芸術祭練習風景

文化財保護関係

栃木県の文化財は、五十五年四月一日現在で、国指定一九六件、県指定五八九件を数えるが、国の国宝・重要文化財の大半は、日光社寺地区に集中している。文化財保護事業のほとんどは、積極的な文化庁の補助事業に頼っているが、県単独事業としては、県指定文化財保存修理事業（本年は、補助金額六千五百九十九万円）、県指定史蹟買上補助（毎年一か所、補助率二分の一）、無形民俗文化財団体への補助（一団体二万円）及び記録映画の作成、風土記の丘整備調査事業、文化財標柱・説明板設置事業、文化財図書出版事業等である。文化財保護に要する県単独予算は、どちらかといえば、前述した芸術文化事業よりは獲得しやすいように思われるが、これは、文化財保護法により、都道府県の行政事務が明確に謳われていることと、何と云っても、行政の歴史が前者よりも古いということにもよるのではないであろうか。

さて、文化財保護行政に関する課題についてであるが、まず第一に、まだまだ文化財保護に対する県民の関心が不十分である点である。もちろん、文化財保護法の制定以来、国の努力にはめざましいものがあり、県においても、県広報・教育委員会の広報等をフルに活用し、マスコミの協力も得て、各種のアプリシテイを活用させてもらっているが、学校教育・社会教育面でも一層積極的に行っていく必要があると思われる。

次に、文化財の総合的保存の必要性ということであるが、個々の文化財を、それだけ取りだして保存を考えるのではなく、構造的・生態的に保存・伝承

していくことの方が効果的ではないかと考えるものである。例えば、当県では、関係者の努力によって、地域の民俗無形文化財を学校体育の中に採り入れたり、建造物を周辺の環境といっしょに保存したり、あるいは、風土記の丘プロジェクトチームの中には、企画・農務・土木・林務観光各部の専門家を参加させて計画を立案しており、反対に、林務観光部の平地林保全プロジェクトチームの中に、文化課の文化財保護担当者を参画させてもらったりしている。

当県において、文化財保護行政中最大の課題は、特別史蹟・特別天然記念物の二重指定を受けている「日光杉並木街道」の保存問題であろう。延長約三七キロメートル、本数約一五、〇〇本に及ぶ杉並木は、樹齢三五〇年をこえる生きた巨大な文化財であるが、これが人口稠密にして家屋連たんする市街地を抱き込んでおり、国道・県道に沿って車の交通量も年々増大しているため、年ごとに枯死あるいは枯損が相継ぎ、識者の杞憂を深めている。

その保存対策としては、文化庁の御援助を仰いで、並木敷沿線の公有地化、根元の土塊の保全緑化事業等を行っているが、大風等による杉の折損は後を絶



雷の日光杉並木街道

たない状況であり、さらに抜本的な対策を講ずる必要がある。

埋蔵文化財関係

当県の埋蔵文化財調査事業は、大局的に見れば、東北新幹線及び東北高速道路の建設が既に終了しているため、峠を越えたということが出来る。現在では、国道・県道バイパス、圃場整備、区画整理及び大規模住宅団地造成等の事業に伴う調査が、予算規模からみれば、年間四千万円ないし六千万円程度行われている。

このほか、国庫補助による重要遺跡基本整備事業、県単による緊急発掘調査等も行っているが、課題としては、各府県共通の調査専門職員の確保の問題である。

当県では、大規模開発時代には、大学その他専門家への委託調査で補ってきた関係上、文化課における係はわずかに八名で、このうち専門職員は七名にすぎない。これとても、過去五年間に四名の定数増の結果であり、これを定数外の臨時的任用によって八名の調査員が補っているが、これのみでは当然不十分であり、いつまでかこれ以上の定数増は不可能であるので、現在、先進各県の事例を参考として、発掘調査を委託する財団法人の設立準備に取り掛かっている状況である。

なお、もう一つの課題としては、これまた各県同様、市町村における関係専門職員の不足の問題である。これについては、市町村の呼びかけに努めてきた結果、現在、県下四十九市町村のうち、八市町村、十二名の専門家がようやく担当するに至っているが、

もとより、これのみでは不十分であるので、五十三年より、市町村埋蔵文化財担当職員研修会を行って技術の向上に努めている。

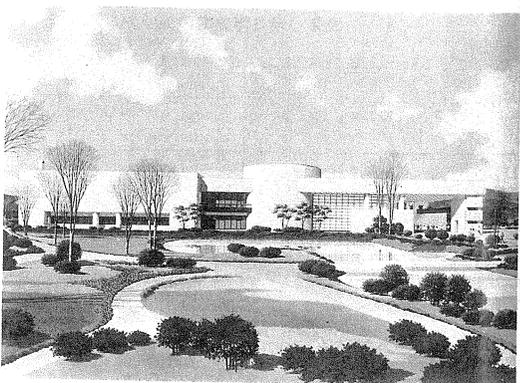
このほか、学術的発掘調査として、下野国跡の発掘調査事業があるが、これは五十一年度より約十年の長期計画をもって、文化庁の指導と補助を仰ぎ、県道バイパス及び圃場整備計画等との調整をからめて行っている大事業である。幸い、五十四年夏、国庁内郭城を発見し、前殿、東及び西脇殿、南門と北門の発掘が終了したところであり、現在、重要地域の国指定及び公有地化、さらには将来の史蹟公園計画等について構想している段階である。

文化施設関係

広義の文化施設として、第一に、県立美術館は、四十七年開館以来、積極的な学芸活動を基礎として、毎年ユニークな企画展活動を行っているが、現在、県民の理解と協力による収蔵品が四、〇〇〇点に達したので、常設展示館の増築工事を実施しており、五十六年秋、その開館が見込まれている。このほか、特に、県内市町村への巡回展及び市町村の自主事業に対する指導と作品の貸し出し等も行っており、県民から好評を博している。

次に、県立郷土資料館は、四十八年開館以来、考古・歴史、民俗の資料を展示しているが、昭和五十七年開設する県立博物館に吸収されることになっている。特色としては「しもつけ手仕事展」の開催を特別企画展として毎年行っており、県民多数の観覧を迎えている。

また、県立博物館は、五十一年度基本構想を策定



栃木県立博物館委図

して以来、現在、建設工事が三〇%ほど進捗しているが、宇都宮市の県営中央公園の一角に、RC地上二階、地下一階、延面積一、一五九平方メートルの近代建築である。

内容は、地学、動物、植物、考古、歴史、美術工芸（江戸期まで）の七部門よりなる総合博物館であるが、特色としては、展示基本計画を先行させて、これに基づき建築基本計画をコンベ方式によって策定したこと、観覧者・館員・資料の三つの動線を総合的に考慮して建築実施計画を決定したこと、立体的なスロープ展示をもって導入すること等である。

埋蔵文化財保護を中心とした 群馬県の文化行政



磯貝 福七

(群馬県文化財保護課長)

わが群馬県は関東地方の北西部にあって、その形は鶴が東に向かつて舞い立つ姿にたとえられている。本県の位置は、太平洋岸からも日本海岸からもほぼ等距離で、中央日本のほぼまん中に当たり、海のな内陸の県である。県都前橋は、東京から一〇〇キロメートル、電車に乗れば二時間ほどで都心に達し、一日中東京で用事を果たし、日帰りすることができ

る。私たちの郷土のシンボルとして物心のつく頃から印象付けられているのは、赤城、榛名、妙義の三山の雄姿である。雄大な赤城の山容、豪壮な榛名の山容として天空にそびえたつ妙義の奇峰、この三山を中心として、県の東・北及び西の三方には高い山が続き、潮のように重なり合つて国境山地をなし、南部は常状に開けて関東平野に連なっている。その間にあって、上越国境に源を発する「坂東太郎」と利根川は、県下のすべての水系を集めて南東流し、悠久の流れを続けている。この山河こそ、私たちが、遠い祖先から受けついでた生活の舞台であり、郷土文化の母胎である。

群馬県は古くは栃木県とともに「毛野国」と呼ばれたが、仁徳朝の時、上下二国に分かれ、「上毛野」と「下毛野」となった。その後、奈良時代に国名は

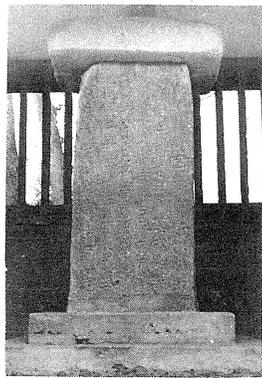
すべて二字とし、佳い字を用いることになり、この二国は毛の字を略し、上野・下野と書き、上野は、後に音便によって「コウツケ」と呼ぶようになったものである。この地方は、古代において東國の要地であり、東山道の要衝に当たり、京方面より陸路東国地方への大和文化の伝播通路であった。特に大和朝廷と特殊な関係にあったことは、昭和初年に一万基に達する古墳が存在し、現在も県内各地に壮大な前方後円墳が分布することによって立証できる。古代末期に至ると東國武士団の一大発生地となり、やがて、新田氏等が活躍したが、戦國に至ると有力な大名も成せず、その地理的位置から、越後の上杉甲斐の武田、小田原の北条の角逐の場となり、更に近世幕藩体制の中では、関東北西の要衝という位置から、天領、旗本の知行地、弱少大名領等が入り乱れ、ついに、いわゆる大名文化は発生しなかった。明治九年、群馬県として上野國の全部を含み、一國一県となり現在に至っている。こうした地理的・歴史的背景が別表の指定文化財数にあらわれ、特に国指定に端的に示されている。

なお、付け加えれば、群馬県は有数の火山地帯で、榛名の一部は有史時代においても活動していたし、県の北西部上信国境には活火山として著名な浅間山

がそびえ、群馬県人はこの火山活動による降灰の洗礼を受けた経験を持っている。また、群馬県を旅する人々は、こんもりとした防風林や防風垣にかこまれた民家が多いことに気付くであろう。これこそが名物「からつ風」に対する備えである。冬から春先にかけて、冷たい北風が北西風が吹く。この風は、上越国境に雪を降らせた後の極端に乾いた風なので、「からつ風」と呼ばれて、特に、内陸で冬の降水量が少なく、土地が乾いているので、空高く砂ぼこりを巻き上げ、文字どおり「黄塵万丈」となる。黒沢明監督の映画「用心棒」の冒頭の場面を思い出していただきたい。こうしたことも、文化財の在り方、文化財保護の姿勢に大きな係わり合いを持った本県の特色となっている。例えば、わが国旧石器時代存在の発見のきっかけとなった岩宿遺跡(現在県指定史跡、史跡指定の準備中である)は、関東ローム層という火山灰の堆積層から発見されたものであるし、各種埋蔵文化財の編年に火山灰層を使用する例は多い。最近、関越自動車道建設で発掘し著名となった日高遺跡は、浅間山の降灰の層によって、平安時代と弥生時代の水田跡が畦から足跡まで見事に残されていた。だが、上州の風土は、荒っぽく、新しいもの好きであきつばい県民性を永年にわたって培っており、江戸中期から主要産業となった養蚕(農民をい

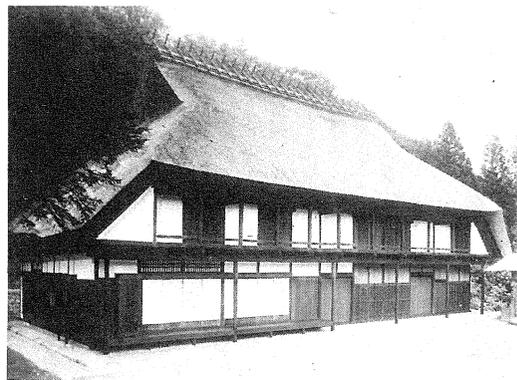
ち早く貨幣経済の中に巻き込み、景気や気候に左右され、一時的に集中労働が必要である点で、かつては投機的側面もあった。)の影響もあって、常に新しい物を好み、旧物、伝統を簡単に捨て去る傾向があり、論理は苦手で感情の面が強い。したがって民俗芸能などに注目すべきものはほとんどなく、幕末には養蚕によって得た財力を背景に歌舞伎、人形浄瑠璃が大流行し、それを物語る遺産が県内各地に残されており、代表的なものでは、本県唯一の重要な形民俗文化財として赤城の西山麓の農村に「上三原田歌舞伎舞台」が残されている。

こうした中で、本県の文化財保護行政は展開している。その足とりは、昭和四十二年文化財保護係、四十七年文化財保護室、四十八年文化財保護課発足と、どちらかと言えば後進である。しかし、初代県令の撰取素彦(吉田松陰の義弟、一八八〇元三年)が文化財保護に意を用い、上野三碑と呼ばれている多胡碑(建部の碑)、山上碑(母の墓誌)、金井沢碑(仏教信仰の碑)は、ともに奈良時代の金石文で特別史跡に指定されているが、これを群馬県を代表する前方後円墳三基(いずれも史跡)、地域住民を説得して国有財産化している。文化財と私権の衝突に悩まされている昨今、先人の先人の明を大いに徳



特別史跡多胡碑(国有財産)

としている。また、昭和十年、当時の知事は県内の古墳の一斉調査を実施し、その成果は「上毛古墳綜覧」として刊行され、斯界に貢献しており、その台帳が現在わが課に保存されている。八、三三四基が記載され、一基ごとに、所在地、現況、地目、地権者の住所等が記載され、驚くことには、写真が普及してない時代のために各町村ごとに分付図も付いている。高度成長政策がとられて以来、文化財保護行政の最大の焦点になっている埋蔵文化財の諸問題処理の座右の基本的資料となっている。現在のわれわれの担当している行政の成果が次に誇れるか、次代の基本に



重要文化財富沢家住宅(山間部養蚕民家の典型)

群馬県の指定文化財数

種別	国指定	県指計	計
重要文化財	40	134	174
重要無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財	1		1
重要無形民俗文化財	1		1
史跡	28	70	98
名勝及び天然記念物	3		3
名勝及び天然記念物	2		2
天然記念物及び名勝	1		1
天然記念物	21	75	96
計	97	281	378

なり得るか、その日暮らしの場当たりの行政をしないか、反省の材料にしている。

文化財保護は、その地域の歴史と風土に深く結び付いている。すなわち、文化の個性、地域の特長性と深く結び付いている。それを現在から未来にかけての国民の文化的欲求、普遍的文化への欲求と結び付ける工夫をすることが行政の目標と考えている。そして、その施策は、他県の場合と同様に、調査、管理、普及の三本柱を立てて具体化している。

調査事業の主なものとして、二十年も続いている民俗調査は別格として、昨年度は洋風建造物調査、数年続行している無形文化財(保存技術も含む)調査、本年度は、新たに近世社寺建造物調査、歴史の道調査を開始している。民俗調査では昭和四十三年度に柳田国男賞を受賞している。洋風建造物は本県の主要産業を反映して製糸業関係とか、新島襄を生んだ土地柄によるのか教会等が注目される。学校跡等もわずかに残っているが、最近改築が多い。調査結果もまとまったので、近く市町村教育委員会の協力を得て、物件県指定の手続きを取るよう準備中である。これらは将来資料館として維持活用するよう指導中である。しかし、本県を代表する明治洋風建造物である富岡製糸場跡は、保存も極めて良好であるが、現在も操業中である等の諸般の事情から当面指定の見通しが立っていない。無形文化財関係では、民俗芸能を含め芸能に見るべきものはなく、工芸技術は、現在県指定は二件に過ぎないが、古来、桐生、伊勢崎等全国的に著名な機業地を持っているので、染織関係に見るべきものがあり、今後の調査に候つ点が多い。建造物関係は、中世以前の社寺の多くが戦國の争乱で廃絶したものが多く本県では、近世社寺建造物調査を周りに実施しようとしている。歴史の道については、生活様式・生産様式を大胆に変える県民性故に、宿場町等には見るべきものはないが、現在、裏日本と中部日本と関東とを結ぶ交通網の建

設が進行しているので、その影響が具体的にあらわれる以前にできるだけ押さえたいと考えている。往昔の東山道の跡をたどることは無理であろうが、二世の鎌倉街道以下江戸時代の街道に至るまで、三、四年かけて文化庁の指導のもとに悉皆調査を計画している。

次に管理関係であるが、保存修理事業を行ったリ、パトロールを配置したりすることは他県と同様である。ただ、本県では五十一年度、高山蝶四種の指定を行い、自然保護の指標的な取り扱いを行っている。保護の徹底を期するため、夏季に保護指導員を委嘱して、主な生息地のパトロールを実施したり、別荘地の開発に規制を加えたりしている。かつて、特別天然記念物尾瀬の湿原回復や破壊予防を十年ほど続けたが、現在は環境庁に移管している。この時の経験を高山蝶に生かしているつもりである。

普及事業は、余暇時代を迎えた現在では、文化財を真に文化的向上に資するために重要な施策であり、需要も多い。しかし、ややもすると、当面する問題に追われ、サンミのツマ的に扱いがちであるが、じっくり腰をすえて実施したいと思っている。図録、地図の刊行もしているが、数年来「文化財の集い」、県単位の文化財愛護モデル地区五か所の設定、児童対象の文化財愛護ポスター・標語の募集、図画・作文コンクールの実施、民俗芸能大会の開催等の事業を行っている。「文化財の集い」は県や市町村が行っている文化財保護事業を、随時現場で県民に紹介し、文化財保護思想を普及しようとするものである。例えば、建造物の解体修理とか埋蔵文化財の発掘調査とかは、新聞等で報道される以外は、多くの人々は直接見聞する機会もなく、成果も知らぬ場合が多い。報告書は作成しても、スタイルが決まっっていて、研究者用のものである。ともすれば文化財保護の仕事は、一部愛好者や研究者のもと受け取られやすい、こうした反省から始めたものである。日高遺跡を利

用しての「文化財の集い」には土曜日の午後一度に六、〇〇〇人の人が集まり、今更ながら関心の高さに驚き、この面に力を注ぐべきことを肝に銘じた次第である。民俗芸能大会は県内を五地区に分け、持ち回りで実施している。会場は予算の都合をぬきにして、神楽殿を持つ神社境内を使っている。民俗芸能が本来信仰に発し、それに伴う約束が演じ方に多い点を考慮したものである。出演者は、時に桧舞台に上ることができない物足らなさを持つ者もいるようであるが、演ずる人も見る人も本来的なものであつて欲しいと思つているので、当分このまま続けていくつもりである。

以上が本県の概況であるが、もちろん、現在の最大の問題である埋蔵文化財のこと、あるいは「風土記の丘」の調査準備、史跡の公有化、並びに環境整備等々の事業は他県並みには実施しているつもりであり、実情としては、文化財保護行政のエネルギーは八〇％程度がこの方面に注がれている。しかし、あえて紹介をはぶいたのは、大方の都道府県も同様の状況だと思ふからである。ただ、本県では、今年度から文化庁の援助で、埋蔵文化財調査センターの建設が始まることを加えておく。

最後に、私どもが現在最大の課題とし、かつ悩んでいる問題にわずかではあるがふれておく。それは、市町村の文化財行政担当者をいかにして増員するかということである。本県は七〇市町村からなつているが、文化財専任者を置いているのは一一市町村で、総数三〇余名に過ぎない。文化財保護の世論の高まりに対し、文化財保護行政のサービスはこれでは極めて貧弱である。人間さえいたらと切齒扼腕する場面が多い。派遣社会教育主事制度や社会教育指導員制度に準じた制度のことが論じられているが、それも社会教育法あつての制度であることを考え、文化財側の妙案は何かないものであろうか。

我が県の文化行政

埼玉県の文化財保護行政について

杉山泰之

(埼玉県教育委員会文化財保護課長)

埼玉県の今日の問題といえ、首都東京を控え飛躍的に増大する人口問題であろう。

戦後埼玉県の人口推移は、終戦直後の二百万人であったが、三〇年を隔てた今日ではその二倍半の五百万人を突破して、全国五位となっている。

このような人口急増現象は、昭和三五年以降のことで、三七年からは年間一〇万人以上の増加をみている。しかも四五年から四八年には年間二〇万人を越すという驚異的な伸びを示し、全国一位の人口急増県となったのである。

こうした傾向は、県内の開発事業を濫発させ、稔り豊かな自然に融合した農山村にまで人口が集中し、住宅団地に高層住宅が建ち並び都市化現象を随所に出現させた。また首都東京を結ぶ日本縦貫交通路が隣接する本県を縦横に貫通し、交通は至便になったが同時に地域的特性は次第に失われ、長い間積み重ねられてきた伝統的な慣行すら滅失の傾向にある。こうした現実を直視し、古き伝統文化を保持しつつ新しい文化の創造の世界を開花させようと、県では特に文化的風土の醸成に焦点を合わせて県政の重点

とし、従来の狹義の芸術・伝承の文化対象から生活全般における広義の県民文化の向上を目指して諸施策を実現しようとしている。こうした県政の中にあつて文化財保護行政は重要な担い手といえよう。

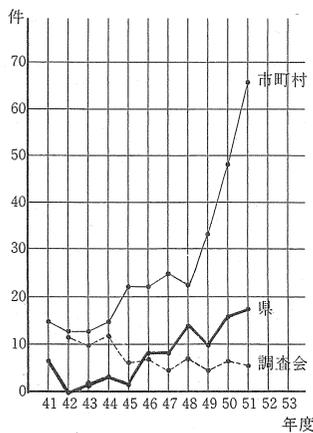
さきに述べた通り人口急増や開発の激化は、県民が守り育ててきた文化、県民の文化遺産に好むと好まざるとにかかわらず影響を与えている。特に土地に関わりのある埋蔵文化財や史跡・名勝・天然記念物等は直接的に影響を蒙る。文化財は一度失えば再生できないものであり、開発の激化する本県の文化財保護行政は火急であり、真摯に確実に執行していかなければならない。

一 埋蔵文化財発掘調査の現状

土地開発事業から埋蔵文化財を保護するためには、早期に開発計画の内容を把握し、対応策を講ずる必要がある。国・県・市町村・公社公団や民間事業との事前協議を密にするために開発審査関係部課の合議には必ず出席し情報を得ること。遺跡の範囲確認については現地調査を行い遺跡の規模、性格を鑑識

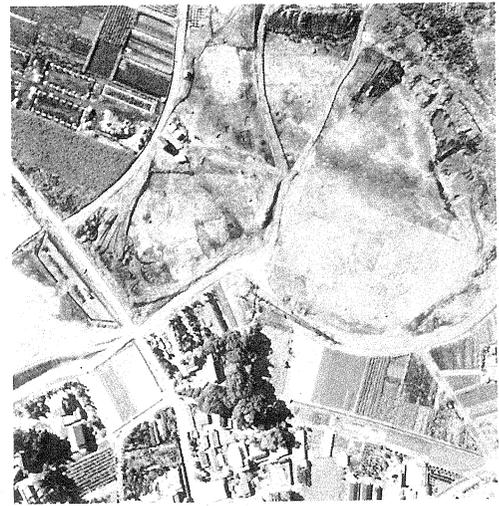
し、保護対策の判断を得ること。重要遺跡については現状保存に努め、やむを得ず現状変更するものについては、発掘調査を実施し出土品とその記録保存することに努めている。記録保存のための発掘調査は、年を追って開発が激増するの増加の傾向にあり、しかも開発が大型化しているため長期的、大規模な発掘調査になっている。このため行政がこれに対応しきれない面もある。次の表は、埼玉県における昭和四一年以降の発掘調査状況である。これをもとに分かるように四八年度以降急速に調査件数が増加し、

主体者別発掘調査件数推移表



開発が濫発していることが理解できよう。五二年度以降県教委が把握している発掘調査予定の主なものは次の通りである。

- 道路公団によるもの……関越自動車道
- 住宅公団によるもの……高坂・浦和・嵐山・北本・加須・川越霞が関・滑川・坂戸各団地
- 国鉄によるもの……東北新幹線
- 鉄道公団によるもの……上越新幹線
- 建設省によるもの……深谷バイパス・東京外郭



開発の激化に伴う発掘調査(関越自動車道花園1号遺跡)

環状線上尾バイパス・上武国道

県直営によるもの……国道一四〇号線・県道久長秩父線・小児医療センター・忍川改修

このほか区画整理事業・農林関係事業・採石土事業及び公共施設の建設・個人住宅建設等開発による発掘調査がひしめき合っている。この時に当たり県の文化財保護行政の積極的な姿勢が一層望まれるところであるが開発と文化財保護の立場から調和のとれた県土保全を指向し、悔を千歳に残すことのないよう努力している。

二 史跡整備事業

従来の文化財の保護策は点的保護の要が強かったが、今日ではその反省として広域保護の必要性が叫ばれるようになってきた。史跡・名勝・天然記念物等、特に土地と関わりをもつものは、全体としての環境保全に力を注がなければ文化財の保護保存が図られなくなってきたことも事実である。

昭和四九年から五か年計画で実施している野火止水復原対策事業は、東京都と提携して緑と清流を取りもどすために行った環境の失地回復でもある。本事業は、近年の都市化現象により流路は汚濁し緑地は失われ、歴史的環境は見るとも痛い状態となってしまった野火止水用水に、清流をもどし、市民の憩いとなる緑道を整備することである。そのためには、都市下水道を完備し、市民の雑排水を遮断し、用水路を旧に復して玉川上水から清流を引水することしたのである。総延長5kmに及ぶ復原対策事業は今後の文化財保護事業のあり方として注目できよう。

ところで、本県には国指定史跡が一五件、県指定史跡が九五件所在している。規模のもとも大きいものは鉢形城跡の二三ha、小さいものは常刀義賢墓のように点的なものまで含めて、指定面積は約二五〇haである。これらの土地の大部分は指定当時のままの原野・山林・田畑となっており、多くは民有地であるため開発のための現状変更の申請がしばしば

提出され、保護対策が一層望まれる所でもある。特に、その八〇％が民有地であることから、文化財保護の立場と私権制限に対する所有者の感情に対する行政の調整も重要な仕事である。現状変更その他多くの問題が起り、史跡をそのままの姿で後世に伝えることは難しくなっている現今、保存活用を前提とした公有地化は必要である。

埼玉県内に所在する国、県指定史跡のうち公有化した史跡は、埼玉県古墳群をはじめ一部買収に着手した岩槻市真福寺貝塚等を含めて一一件、面積にして約二七haであり、全指定面積の約一％に相当し、その買収経費は一四億五千万円にのぼっている。

文化財は単に保存して後世に伝えるだけでなく、広く県民に公開し、親しまれる文化財として活用されなければならない。既に述べた通り県内の史跡の多くは、指定当時のままであり、原野・山林・埋没・荒地化しており、歴史的環境を保全するという立場で整備する必要がある。このためには史跡の広域保存が必要である。その先駆的役割を果たしたのは、全国風土記の丘整備事業で、「さきたま古墳群」は宮崎県について二番目に、史跡公園として整備されたものである。これを一体的な活用を図るために五・一五三年度の継続事業として行われているのが、「八幡山古墳石室」(行田市)の復原工事である。関東の石舞台として知られている八幡山古墳石室は、崩壊し危険な状態にある石室及び周濠を復原し、歴史的景観に一層迫力を添えようとするものである。

このほか、史跡整備を実施中のものには、国指定史跡「菅谷館跡(嵐山町)」、県指定史跡「雉岡城跡(児玉町)」がある。

に、これらに関する資料を収集・保管・展示して、民俗文化財の保護育成と県民文化の発展に寄与する……とある。

建設地は岩槻市加倉御殿山、敷地は約一一、〇〇〇㎡、鉄筋コンクリート地上二階建、建設工期は五二―五三年度、開館予定は五四年一月である。

自然系博物館の建設計画 名勝・天然記念物は、自然が生んだ遺産である。自然もまた社会変化に多大の影響を受ける。そのために自然系博物館の建設は急務である。

秩父は地球の窓といわれ、鉱物標本が豊富に収集できる所であり、日本地質学の発祥の地ともいわれている。秩父長瀬にある秩父自然科学博物館は伝統性とともに学術研究の成果は海外にまで知られており、こうした由緒ある地に、県内の自然界を構成する鉱物地質・植物・動物等資料の調査研究、保管、展示する県立の施設建設は県民の宿願であった。昭和五五年度を開館目標にして、目下準備中である。

以上埼玉県の文化財保護行政における目下の課題とその対応策等について概述したが、歴史的風土に培われ育まれた伝統的な県土の文化を、より一層県民が理解し認識して、広く県民生活全般においても浸透し、秩序と調和のとれた地域文化が守り育てられるように、積極的な文化財保護行政の推進を念願するものである。

菅谷館跡は、鎌倉時代の武將畠山重忠の居館として築かれたものであるが、現在の形態・規模は当初の姿ではなく明らかに戦国期の城郭といえるが、西の郭・三の郭・二の郭・南郭・本郭からなり面積は約一二haである。各郭は本郭を中心に扇状に拡張され、郭間は深い堀と幅六―七mの土塁で区分されている。遺構の大部分がよく保存されており、昭和四八年国指定史跡となった。この館跡の保護保存と活用を図るため、昭和五〇年から環境整備事業を開始し、空堀の浚渫・土塁の復原・開伐・植栽等によって中世城館面目を一新するとともに、遊歩道を示して図示したように史跡公園として体裁を整え、県民文化の向上に役立てようとしている。

三 文化財保護施設の充実

史跡の環境整備は、文化財の保存と活用のために



菅谷館跡環境整備計画図

例) 環状線 土管遊歩道 木生草 雑草 雑木

実現するものである。活用の高度化を図るためには、史跡に関連する資料館を設置して、史跡に関連する調査研究、その成果を展示公開して啓蒙普及に努めることが必要である。先述のさきたま古墳群には、「県立さきたま資料館」、菅谷館跡には、「県立歴史資料館」を設置し、史跡の維持管理とともに歴史・考古・民俗等の資料収集・保管・調査研究・展示公開するなど活用に努めている。

このほか、県立の文化財保護施設には本県に関する美術と歴史を中心とした県立博物館と、県内の古文書及び行政文書を受蔵管理している県立文書館がある。これらの施設は、それぞれの設置目的に基づいて効果的な運営を行っているが、五二年度からは新たに民俗文化センターの建設及び自然系博物館建設の準備に着手した。

民俗文化センターの建設計画 近年、古くから伝えられてきた有形の民俗文化財や無形の民俗文化財は散逸や消滅の危機にあるといえよう。このために民俗資料館等の必要性が説かれる所以であるが、既存の施設は庶民生活資料である民俗資料(もの)を中心とした収集・保管・展示であったため、民俗芸能や伝統的な工芸技術(わざ)に対しての保存措置は十分ではなかった。計画中の民俗文化センターは、こうした欠を補い、民俗文化財や無形の民俗文化財保存のために急務といわれている後継者養成にも資することを目的としたものである。この種のものは全国初めてのもので、期待されている。

その設置目的には次のように述べてある。県内に伝承する郷土芸能・伝統産業等の伝習・公開等に県民が主体的に参加する場を提供するとともに

芸術文化活動の振興と伝統文化の継承

千葉県県の文化行政

齋藤 浩

(千葉県教育委員会文化課長)

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で周囲約三分の二を水に囲まれている。特に海岸線が長く、東・南部は太平洋に、西部は東京湾に面し、その長さは四九二・六キロメートルに及んでいる。南北に長い半島であるため、地域による差はあるが、だいたいが海洋性気候で、臨海地方は冬暖夏涼の気候である。特に南部、安房地方の結水はまれである。この温暖な気候と自然に恵まれた本県は、昭和三十年代から昭和四十年代にかけて高度経済成長を続け、県民にかつてない豊かな物的生活をもたらした。

特に近年では、生活水準が向上し余暇が増大する中で、心の豊かさを求めて、芸術文化の鑑賞や創作活動、文化財保護に対する県民の関心が非常に高まっている。

そこで、県民の文化的要求に応え、文化の香り高い千葉県を実現するため、だれもが芸術文化に親しみ、郷土の優れた伝統文化を受けついで現代に生かすことができるよう文化環境づくりに取り組んでいる。

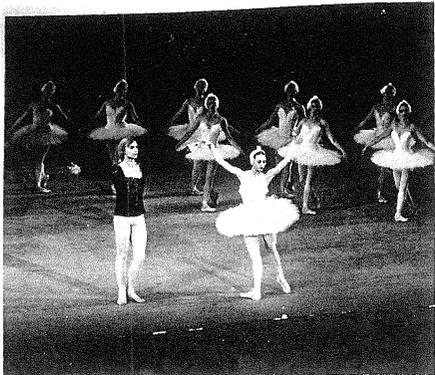
化団体リーダー研修会及び芸術文化活動実技講習会を開催して、リーダー養成に努めるとともに、全県的な組織をもち、芸術文化の創作・発表活動を推進している団体の育成のため、芸術文化行事を共催、後援するほか事業の助成を行った。

また、四十八年には千葉県芸術文化団体協議会(二十団体)が結成され、団体相互の連絡提携を図っている。

二 文化財の保護と活用の推進

1 文化財保存・管理の充実と活用の促進

昭和二十三年に発足した教育委員会制度のもとで、二・三十年代には県内文化財の再発見と指定保護の促進、学術的資料の整備に重点が置かれ、高度成長期の四十年代以降は、新東京国際空港建設、ニュータウン建設等の大規模地域開発が本格化する中で、地域開発と文化財保護の調整に重点が置かれるよう



県民芸術劇場「中央公演」

昭和四十四年四月一日付で県教育委員会の行政組織の一部が改正され、文化課が発足した。以降現在までの十二年間「文化」をめぐる社会的、経済的な諸条件の変遷はまことに目まぐるしいものがあつた。文化に対する時代の要請に基づき、本県の文化行政も次に述べるように、質・量共に飛躍的な拡充が図られることとなった。

一 芸術文化事業の拡充と文化活動への参加促進

1 芸術文化鑑賞事業の充実

広く県民に対して優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、県民芸術劇場(中央・地方公演)、少年芸術教室、文化庁移動芸術祭、ことも・青少年芸術劇場、県芸術祭特別公演等の鑑賞事業の充実に努めている。

(1) 県民芸術劇場の開催

県文化会館と共催する中央公演については、五十五年、五十六年度、キエフバレエ団公演、ウィーンフィルハーモニー管弦楽団演奏会等を実施し、鑑賞者五〇〇〇人を超え好評を博した。五十六年度についても、

になった。こうした状況に対応するべく、行政機構の一段の強化が図られ、総合的な文化財の保護・活用が進められてきた。

(1) 文化財の調査・指定

文化財保護行政を推進するうえの基礎資料を整備するため、「民謡緊急調査」「房総の漁撈習俗調査」「美術工芸品」等保存調査を進めている。

県内に所在する指定文化財は、五十五年年度末で国指定文化財一〇五件、県指定文化財三五五件、計四六〇件となっている。

(2) 文化財の記録整備

県指定無形文化財の技術を記録して後世に残すために、五十三年度から「刀剣研磨」「唐棧織」「芝山象嵌」の記録映画の制作を進め、普及・活用に努めている。

(3) 史跡の公有化

遺跡の現状を保存するとともに、文化財の周知活用を図るため、史跡の公有化と環境整備を促進してきた。しかし、公有化は巨額の経費を要するため困難な面が多い。五十五年度の国指定史跡の公有化は「荒屋敷貝塚」「曾谷貝塚」「月ノ木貝塚」である。また、住宅街の中に保存されている史跡にあつては、住民のいこいの場、歴史学習の場としての史跡公園に止らず、避難広場等多面的に活用できるように整備を進めている。

(4) 美術刀剣類の登録・審査

銃砲刀剣所持等取締法に基づき、銃砲刀剣類の登録審査したもののうち、五十五年度は三月一日現在で、定期審査により五九三件、また、新東京国際空港における出張審査により登録証又は登録可能証明書を発行した輸入刀剣類は七五九件である。

2 埋蔵文化財保護対策の推進

埋蔵文化財を保護するため、基礎資料の整備、重要遺跡の確認、周知事業を進めるほか、市町村へ

海外の優れた演奏団体を招へいる予定である。また、地方公演として、劇団民芸の新劇「アンソンの日記」を県内の文化会館三館において集中的に巡回公演し、一般県民に低廉な料金で演劇を鑑賞できる機会を提供した。

(2) 文化庁移動芸術祭、ことも芸術劇場・青少年芸術劇場の開催

文化庁・県教育委員会・開催市町村教育委員会が共催して開催することも芸術劇場及び青少年芸術劇場は青少年を対象に、豊かな情操のかん養に資することをねらいとして、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するもので、五十五年度鑑賞者は八、五〇〇人に及んでいる。

2 参加する芸術文化活動の促進

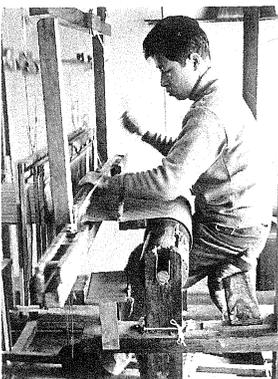
身近な地域社会の中で県民だれもが芸術文化活動に参加できるように条件を整備していくため、五十五年度より新たに学校芸術文化施設開放モデル市町村の指定・助成を行うほか、市町村の芸術文化担当者研修会等を毎年開催し、全県的な芸術文化活動の普及に役立てている。

また、一般県民に対し、芸術文化活動の成果の発表と相互交流の場を設けるとともに、芸術文化に親しむ機会を提供するため、秋に「県芸術祭」を開催している。五十五年度は第十二回を迎え、十月から十一月までの二か月間県内十会場で、県民のあしたをつくる芸術祭、豊かな文化明るい房総のスロガンのもとに開催し、参加者は十八団体、四七、〇〇〇人を超えた。

高等学校の生徒及び教員による音楽・演劇の発表会及び美術・工芸・書道の作品展覧会を総合的に実施する「県高等学校総合芸術祭」も毎年開催し、五十五年度は百五十四校、九、〇〇〇人が参加した。

3 芸術文化団体の育成

組織の強化と活動内容の充実を図るため、芸術文



文化財記録映画「唐棧織」

の緊急調査費の助成に努めるとともに、担当職員技術講習会開催等、埋蔵文化財保護体制の整備に努めている。

(1) 埋蔵文化財調査

本県では、大規模な地域開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が特に緊急かつ重要な課題となっている。五十五年度の発掘届件数は二六〇件(三月一日現在)で、前年度に比較して大幅に増加の傾向にある。重要遺跡保存のための確認調査としては、「日秀遺跡」「竜角寺古墳群」「東金野貝塚」「中近世城跡」「古代寺院跡」の五件を実施した。

県下に所在する貝塚は、五十二年三月三十一日現在四六二か所が確認され、数量規模ともに全国一の内容を有している。

しかし、個々の貝塚の規模、時代、貝層の状況等明確には把握されているものは数少なく、実態を記入したカード作成を二か年計画で予定している。

(2) 財団法人千葉県文化財センターの充実

四十九年十一月一日の全額出資(三〇〇万円)により設置し、五十五年度において(公同、公社)に係る公共事業一九件に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施した。構成は役員十七名、職員七十八名で、埋蔵文化財発掘調査の質的向上及び効率化を図ると



千葉市大北遺跡の発掘調査

ともに、埋蔵文化財等に関する研究と理解普及に努めている。

三 文化施設の整備と利用の促進

1 県立美術館・博物館の内容と活動の促進

県立博物館に関しては、新総合五か年計画（五十五年～五十五年）において、県立博物館一館の新設と県立美術館普及棟（県民アトリエ）の建設を計画し、博物館の設置を推進した。五十四年六月に県立大根博物館が、五十五年三月に県立美術館普及棟（県民アトリエ）が完成し、これにより博物館ネットワーク構想による県立地域博物館六館の建設が終了した。

なお、将来的にはネットワークの中心となる県立中央博物館を設置し、県立以外の各種博物館の整備と相まって、県下全域に博物館網をめぐらしたい。当面する問題として、県立既設館のそれぞれの性格、特色等の見直しを行い、施設・設備の充実を図っていく必要がある。

五十五年度県立博物館の利用については、五五六

三〇〇人（五十六年一月末現在）にのぼり、前年度四二九、三〇〇人（五十五年一月末現在）に対し二九・五％も増加しているが、更に利用の普及を図り、特に学校教育・社会教育における計画的利用を促進することが重要な課題となっている。

このため、博物館行政・学校指導行政・社会教育行政との連携を強化し、教育利用についての連絡、協議に努め、指導行政の立場から学校及び市町村教育委員会・公民館等の博物館利用を促進するとともに、学校教育・社会教育機関の実施する各種研修事業の中に、博物館に関する内容を取り入れるなど、利用についての指導を図りたい。

また、学校教育における博物館利用を組織的・日常的なものとするため、小中学校に協力を委嘱し、県立博物館、美術館を利用しての具体的実践活動の事例を集積した「小中学校における博物館利用事例集」を作成し、広く活用することとしている。

県立美術館の美術品及び美術関係資料の充実を図るため、千葉県美術品取得基金（予算額二億円）を五十五年度に設置した。

県立美術館は、「わが国近代洋画家の先駆者で佐倉出身の浅井忠とその師弟」「千葉県ゆかりの近・現代作家」「これらの作家に影響を与えた外国作家」の作品を資料取得の基本の方針としている。

五十五年度は、ギュスターヴ・クールベ作「雪の中の小鹿」ほか五作家の作品を一億四、二五〇万円で購入し、県立美術館において常設展示し一般公開している。

2 市町村文化施設の整備促進

都市化等により歴史・民俗資料をはじめとする貴重な郷土資料の減失が憂慮されている本県では、それらの資料を調査研究し、収集・保管展示する市町村立の博物館等の充実が望まれている。

登録博物館の設置市は二十六市中六市であり、博

物館相当施設設置市は一市である。

博物館類似施設については、文化会館等に併設のものを含めて、十六市に二十館が設置されている。

しかし、町村立博物館については、登録博物館、博物館相当施設はなく博物館類似施設は十一館を数えるのみである。

五十五年度は陸沢村立歴史民俗資料館が完成し、また、九十九里浜いわし博物館（仮称）の基本・実設計が完了した。このように、最近、市町村では本格的な博物館、資料館を設置しようとする気運が高まっており、長期的には市及び歴史・民俗資料等の豊富な町村には中央公民館・資料館を設置し、これを設置しない町村は中央公民館等に郷土資料室を設置するよう指導している。

地域の芸術文化振興の核となる文化会館の整備は、近年急速に進展し、現在五〇〇席以上のホールをもつ文化（市民）会館は二十三館を数え、十九市三町に設置されているが、全県的にみると未設置が七市ある。

この種の文化会館を整備することは、文化環境の整備上重要な課題であるので、長期的には原則として市は文化会館を設置する一方、町村は中央公民館等の社会教育施設において芸術文化活動を展開できるように施設・設備を整備することを促進したい。

3 国立歴史民俗博物館（仮称）の開館促進

我が国の歴史と民俗に親しみ、その知識と理解を深めることをねらいとして、佐倉市佐倉城跡に建設を進めている国立歴史民俗博物館（仮称）の開館を促進するため、佐倉市が実施している佐倉城址公園用地取得事業、国立歴史民俗博物館設置期成会が実施している関連事業等に対して助成している。

なお、五十五年度政府予算に建設費を含む同博物館設立準備費三億四、三三三万円余計上され、五十七年度開館を実現するため準備が進められている。

東京都の文化行政

猪野重利

(東京都教育委員会文化課長)



一 都民芸術フェスティバル

現在、人々が芸術文化を鑑賞しようとする場合、東京は極めて恵まれた条件下にあるといつてよい。世界各国の名演奏家や有名楽団が、目白押しのごとく連日都内のホールで演奏しているし、国公立の美術館・博物館等では、国内はもとより東西の名品逸品の陳列展覧を常時行つて、人々に鑑賞の便を提

供している。これは、最近の生活水準の向上と余暇の増大によることもさることながら、一方、その過度の物質性の反作用として人間回復のための文化的要求が強くなつてきたためと思われる。特に、大都市東京においては、その傾向が強く、前述のような芸術文化の花が咲き競っている現状である。しかし、このような状況下にあつても、都民が現実ですぐれた芸術文化に接しようとする場合、必ずしも気軽に鑑賞できるとはかぎらない。あるものはなほはだしく高価であり、あるものはなお鑑賞の機会が乏しい状況下にある。このような障害を克服して、都民がすぐれた芸術を手軽に鑑賞できるように、また都民自らが積極的に文化活動に参加できるように、条件整備を図る必要がある。東京都では、現在、①子供歌舞伎教室、②文楽教室、③優秀児童演劇の選定及び巡回公演、④音楽鑑賞教室、⑤高等学校文化祭、⑥東京都

交響楽団補助、⑦都民芸術フェスティバル、⑧文化施設の運営管理、⑨総合芸術文化施設の建設準備、等々の文化施策を実施しているが、これらの中から⑦「都民芸術フェスティバル」について若干の説明申し上げたい。

この「都民芸術フェスティバル」の趣旨は、ひとこととて言えば、都内のすぐれた芸術文化団体の公演を助成して、多くの都民に、すぐれた芸術を、低廉な料金で鑑賞してもらい、都内の芸術文化の振興を図るとともに都民の情操陶冶に寄与することである。この事業は昭和四十三年度に発足した。当初は「都民芸術フェスティバル」の名称は使用せず、単に芸術文化団体助成事業と称して、助成総額も一千万円、助成対象分野も四分野六種目にすぎなかった。その後、逐年、助成総額及び対象分野を拡充してきたのであるが、昭和四十八年度から、助成公演を一定期間(一月―三月)に集中し、統一的に強力なPRを実施し

分野	種目	公演数
音楽	オペラ	21
	オーケストラ合唱	9
	邦楽	2
演劇	新劇	14
	児童劇	75
	バレエ	7
舞踊	現代舞踊	2
	日本舞踊	6
	能	2
古典芸能	民俗芸能	2
	都民寄席	2
4分野	11種目	142公演

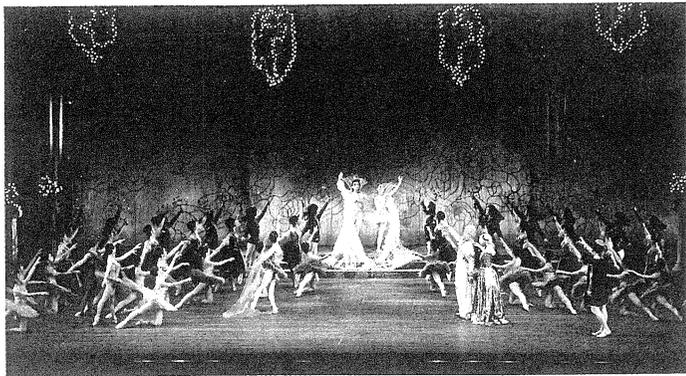
て、一層都民の鑑賞の便を図ることとして「都民芸術フェスティバル」という名称を用いるようになった。昭和五十三年度は、助成総額一億五千万円、助成対象分野も四分野十一種目一四二公演に増加している。

この「都民芸術フェスティバル」のメリットとしては、第一に助成により入場料金を低額に抑えることができ(一般のおよそ半額以下)、また無料招待席を設けていること、第二に公演を一定期間に集中して重点的かつ総合的PRを行い都民の鑑賞の便を図っていること、第三に民俗芸能・現代舞踊等あまり一般に親しまれていない種目についても助成公演し都民の理解を深めていること、第四に芸術文化の普及と芸術文化団体発展の一助となっていること、等があげられる。

本年も「都民芸術フェスティバル」の期間となつたが、本年は、一月十六日の東京文化会館でのオペラ「天国と地獄」の公演で幕開けし、三月二十八日のバレエ「眠れる森の美女」上演まで約二か月半にわたり一四二公演が都内各地でけんらん豪華に上演されることとなっている。

本年の特色について若干述べてみると、前述のように、助成総額が二千万円増えて、一億五千万円となつたことに伴い、各団体への助成額を若干増加したほか、バレエ部門で助成団体を一団体増加したこと、オペラ及び児童劇部門で公演数を増加したこと、並びに邦楽部門で「新内」を新たに加えたこと等、内容の充実を図つたことである。また、公演数の増により、普段、なまの舞台上に接する機会の少ない市郡都地域での公演を増加し、鑑賞の機会を提供していること等である。

この「都民芸術フェスティバル」の実施にあつては、東京都教育委員会の諮問機関として学識経験者・芸術文化団体関係者等による「芸術文化団体助成連絡協議会」を設置して、助成の基本方針・助成



「眠れる森の美女」

公演計画・PR計画・芸術文化の振興等について協議し、その意見をきいている。東京都としては、助成はするが、口出しはしない、ということをもットーとして、当初からこの助成事業を実施しており、これまでの永年の積み重ねにより、秋の国の芸術祭に対して冬の都のフェスティバルとしてようやう都民の間に固定したかの観がある昨今である。本年も一月から三月にかけてのこの「都民芸術フェスティ

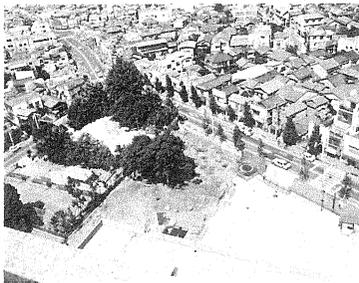
バル」に大いに期待しているところである。

二 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財

文化財保護行政の中で、その緊急度や困難性から最も比重がかかっているのが埋蔵文化財の保護であることは、他の大方の道府県と同様である。

都市開発の進んだ東京にも、四、五〇〇か所を超える遺跡が残っている。我が国近代考古学発生の地である大森貝塚や弥生式土器の名の起りである弥生町遺跡なども二十三特別区の区域は、都市化により、西側の一部を除きすでに遺跡の分布も過去の調査記録等によるほかに、範囲の確認等もほとんどできない状態であるが、それでも都内遺跡数の約三分の一近くがこの地域にある。この地域は、全地域、市街化区域であり、また近年、公私の再開発事業や木造から鉄筋コンクリート中高層建築への改造が急増しているため、それらに伴って調査等の対応がかなり増えつつある。全くの市街地の中で、動坂貝塚(文京区)・伊皿子貝塚(港区)など縄文時代の貝塚の調査が行われ、貴重な成果をあげているのはその顕著な例である。



動坂遺跡発掘調査現場

特別区西部を含み武蔵野台地地域の約二〇市の地域は、住宅地化が著しいが、緑地や台地内の河川沿いの遺跡帯と重複する

ところでは、埋蔵文化財問題が顕発する宿命にある。学界に良好な先土器時代の資料を提供しつつある石神井川・野川の流域もこうした地域に含まれるし、武蔵国府(広範寺)という古代の行政・文化の中心もその周囲に広範な集落跡を伴って存在する。

武蔵国分僧・尼寺跡については、寺域が不明確のまま中心部が国の史跡に指定されていたが、昭和五十年以来の発掘調査により、僧寺の範囲は周濠の存在によってほぼ明確となり、尼寺のほうも濠が発見されて寺域跡に光明がみえてきた段階である。大園武蔵国の政庁跡も、昨年発見された大規模な掘立柱建物・礎石建物(重複)が、残念ながら政庁の中心の建物と断定されるには至らなかったが、付近から多くの建物跡群や遺物が発見され、市街地の中で困難な調査が成果をあげ、徐々にそのペールをぬぎつつある。

多摩川南方の丘陵地帯も遺跡は多い。特に台地性の広い平坦面をもつところには、ほとんどといってよいほど大きい集落跡があるが、五十三年五月、国の史跡に指定された縄文中期の棚田遺跡(八王子市)もその一つである。

一方、丘陵の小尾根にも、より規模の小さい各時代の遺跡が多数発見されている。多摩ニュータウン建設予定地域の綿密な分布調査により、約三、〇〇〇ヘクタールの区域に現在八三五か所の遺跡が知られているのはその例である。

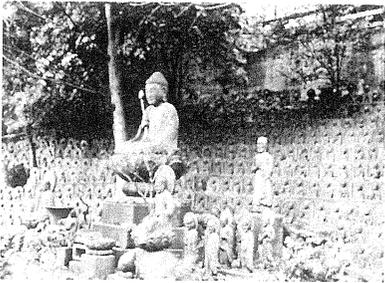
これら多くの遺跡の保護に対しては、公共事業や大企業の開発のみでなく、小企業や個人の開発にも対応しようとする、都のみが専任の係を中心とする二十三名の職員を投入したところで蟻螂の斧に等しい。都は、従来、原則として、遺跡の開発に伴う事前発掘調査は地元区市町村が中心となつて組織する遺跡調査会が行うよう指導してきたが、現在、この調査体制のあり方について、緊急に再検討すべき時期にきている。

(2) 東京の文化財

次に、東京の文化財についてであるが、東京都内には国指定の文化財二、〇五九件、都指定の文化財六五六件がある。国指定文化財の多くは明治以降全国各地から東京に流入したものである。現在の東京を支えている文化の基礎は、江戸の文化、によって培われている部分が多い。東京の中に江戸を求めめることは、最近とみに難しくなってきた。明治を見つけることすら困難になりつつある。しかし、いかに激しく変貌していても、その名残を見つめることは不可能ではない。東京の玄関・八重洲は、徳川家康の外交顧問であったオランダ人 Loontjein Jan Joosten の名にちなんだもので、国際都市東京の開版性をよく示している。

大正十八(一九二九)年八月一日、家康は江戸に入った。そして、この日を境にして、日本の歴史は東高西低の現象を呈しはじめた。だが、鬼のすむといわれた武蔵野にも、多くの人々が生活し、すでにすぐれた文化を創造していたのである。たとえば、全国最大の規模を誇る武蔵国分寺(国・史跡)、白鳳期の金剛阿弥如来倚像(国・重要文化財)、正福寺地蔵堂(国宝)などがそれである。

太田道灌が残した江戸城は、家康によって幾度か改修の手が加えられ、寛永六(一六二九)年から開始された大改修を経て、我が国最大の城郭江戸城(国・特別史跡)が完成したのである。一方、江戸町民の住宅は、藁と紙と薄っぺらな板でできていた「武江年表」によると、徳川二七七年の間に、四八七件の大火を経験している。火事は江戸の華」とは都市の貧困を適切に表現した言葉である。このような矛盾を抱えながら、江戸は当時世界最大の百万都市であった。災害は日常のことだったのである。百回回院の石造明歴大火横死等供養塔(都・有形民俗文化財)や目黒大円寺の石造五百羅漢像(都・有形民俗文化財)は明暦三(一六五七)年と明和九(一七八



大円寺「石造五百羅漢像」

九)年の大火記念碑である。

当初、江戸は武蔵と出発した。大名たちは広大な屋敷地を与えられた。いかめしい建物を建てた。しかし、すべては度重なる災害

によって消滅し、続く東京も大正十二年の関東大震災、昭和二十年の大空襲により徹底的に一山の灰と化した。ただ、わずかに屋敷門が残っている。旧江戸城の田安門・清水門・外桜田門や、旧加賀屋敷御守殿門(赤門)(以上、国・重要文化財)をはじめ、大田区蓮光院の武家屋敷門、世田谷区西澄寺の武家屋敷門(以上、都・有形文化財)などがそれである。また、贅を尽くした庭園として、小石川後樂園(国・特別史跡及び特別名勝)、六義園(国・特別名勝)、旧浜離宮庭園(国・特別名勝及び特別史跡)等がある。

時代が下るにつれて江戸は、徐々に町人の街に変わっていった。経済面で武士の生活は町人の力によって左右されてきた。財力を得た町人が新しい文化をつくり出したのは当然の成り行きであろう。浮世絵、歌舞伎、その他の芸能や出版事業などがあげられよう。

多賀朝湖は元禄時代の著名な浮世絵師である。元禄十一(一六九八)年、四十七歳の年に、幕政を批判した罪により三宅島に流された。しかし、流罪の

間も創作は続けられ、多くの作品を残している。そのほとんどは都の文化財に指定され大切に保存されている。宝永六(一七〇九)年十一月、赦免されて江戸に帰り、名を英一蝶と改め、生涯絵筆を離さなかったという(墓は都・田跡で喜多川歌麿、葛飾北斎、安藤広重らの作品に反骨の精神が流れ、彼らの作品は世界的にも高く評価されている)。

東京の祭りには、江戸っ子の祭りを受け継いでいる。燃発する庶民のエネルギーである。そして、これらをさらに高めるお囃子は、まさに庶民がつくり上げた芸能である。神田囃子、葛西囃子(以上、都・民俗芸能)がその代表である。江戸の葛木造、木場の角栗、深川の力持(以上、都・民俗芸能)などは庶民の労働の中から生まれた芸能であり、将来にわたって残していかなければならない文化財である。

最後に、文化財調査についてであるが、東京都では昭和二十九年度から十七年間かけて、都内全域にわたる考古・民家・社寺建築・民俗・芸能・古文書・史跡・彫刻などの文化財について総合的な調査を実施し、多くの成果をあげている。現在、その成果にもとづき、個別に詳細な調査などを行っているが、そのほかにも文化財委託調査を計画実施しており、埋もれた文化財の発見に努めている。ここ数年のあいだに実施された調査は、①中世古文書所在調査、②中世城館跡所在調査、③江戸伝統技術現状調査、④村明細帳調査、⑤八丈島末吉地区文化財集中調査、⑥田島家文書調査などである。これらの調査結果をふまえて、文化財指定の促進による文化財保護を図るとともに、一日も早く都立総合博物館の建設を実現させて、文化財の収集・保存・公開・研究などについて着実な一歩をふみ出したいと念じている次第である。

地域に根づく

文化行政をめざして

— 神奈川県文化行政 —

宇野喜三郎

(神奈川県県民部文化室長)

昭和五十二年五月、神奈川県では県民部に文化室を設置している。とみに活発化する市民の自主的創造的な文化活動を支援し、生活文化・地域文化の振興をはかるためには、文化を広範な概念でとらえ、総合的な視点からの行政の展開が必要であると考えたからである。

文化については教育委員会はもとより庁内全部局がかかわっており、文化室はそれらの施策が円滑かつ効果的に遂行されるよう、総合企画・連絡調整にあたるとともに、行政の文化化など新しい行政需要に対応した事業の推進をはかっている。

1、文化的展望を拓く

行政に常に欠くことのできないのは現状への深い



神奈川県

「県章の効果的活用のための標準デザイン」
— かながわストライプとロゴタイプ —

五十四・五の両年度にわたった第二次懇話会(座長内山隆雄氏)は「文化と自然」をテーマに研究討議し、貴重な文化遺産である風景の修復と創造について「かながわ風景づくり」という報告書をまとめている。

五十六年度には「現代社会における映像」について大島藩氏など各界の人々の意見を聴し、これからの文化と映像とのかかわりについて考察している。

さらに五十七年度懇話会(座長安藤頌太郎氏)では行政の文化化をテーマに、「行政にこころを」という報告書をまとめ、市民と行政の良い関係を作るために、市民社会にふさわしくない行政文化を改革するよう求めている。五十八年度は栗津潔氏を座長に五十九年と両年度にわたり、神奈川県らしい文化をどのように創り出していくかについて研究討議し、二十一世紀における神奈川県文化についての提言をまとめることになっている。提言はいづれもひろく庁内外に周知され、可能なものから実現に努めている。

2、文化資産を創造する

県土は先祖からの授かりものというだけでなく、子や孫からの預かりものという発想から、神奈川県では地域の人びとがそれを誇りにし、子や孫に残せるような魅力あるまちづくりのための文化資産(ストック)の創造に力を入れ、地域に根づいた行政を指向している。

従前から、優れた伝統的文化遺産(重要文化財、伝統工芸、郷土芸能、地名、鎮守の森、田畑や川沼

などが形成する風景などを継承し、守り育ていくことについては、教育庁文化財保護課を中心に鋭意努力を重ねてきたところであるが、それに加えてこれからはいつそ後世にも耐え得る多くの文化ストックを創造していく必要があると考え種々の事業を実施している。

文化のための一％システム、かもめ文庫など地域出版活動、近代文学館など個性的な施設資産の創造、



市町村文化行政研究交流集会 — 新たな文化資産を求めて —

神奈川フィルハーモニー管弦楽団への支援等がその一例である。

そのひとつ神奈川フィルハーモニー管弦楽団は昭和五十三年に財団法人としての認可を受け、五十七年からは文化庁からも助成を受けて、名実ともにプロのオーケストラとして活動をしているが、やがては神奈川の顔となり、神奈川が誇る文化資産となるよう積極的に支援をしていきたいと考えている。

さらに昭和五十四年からは県内の市町村相互あるいは県と市町村との密接な連携のもとに文化行政の有効な展開をはかるために、神奈川県市町村文化行政研究会が発足しているが、同会議が厚木市を会場として行った第三回市町村文化行政研究交流集会では、「緑とうるおいのあるまちづくり」をテーマとして、緑の問題を文化行政の視点からとらえている。緑を市民の貴重な文化資産として考えての研究討議であるが、これからは文化資産を文化施設とか美術品といったものだけでなく、緑・景観・町のたたずまいなど魅力と潤いのある町づくりを構成する諸要素と考え、広い視点からの取り組みをしていきたいと考えている。

3、文化環境を形成する

地域文化を推進する主体は言うまでもなく市民であるが、市民の文化活動を側面的に支援し、文化活動のための環境整備を推進する行政の役割もまた大きい。基本的には市民の文化活動のための、① 場の提供、② 機会の提供、③ 情報の提供を主眼とし

しものなどについては市町村施設であっても広域的に周知できるよう、マスコミやミニコミ誌・沿線誌などへの情報送付に力を入れている。

4、行政の資質を高める

個性豊かな地域文化を創造するためには、なによりも行政自身に高い文化的資質が求められる。長洲知事は昭和五十年に「庁内に市民社会の風を」と呼びかけ、市民感覚に立った質の高い行政の推進を求めたが、これは市民と行政とのより良い関係を求める「行政の文化化」とまさに軌を同じくするものである。

文化室では行政の文化化を具現化するため、「行政の文化化をめざして」等の資料を庁内に配布する一方、昭和五十五年と五十六年の両年度に「行政の文化化モデル事業」や、庁内の研究会を実施した。その結果、市民に親しまれる行政、市民に近づいた行政に向けてさまざまな試みが行われたが、こうした努力は息ながく地道にコツコツと行われる必要があり、昭和五十七年度に神奈川の文化を考える懇話会に行政の文化化の具体的な推進策について諮問し、その答申書「行政にこう」をベースにして、現在は全所属ごとにそれぞれ推進テーマを定めて実施している。

その成果や課題は文化情報壁新聞「かもめ」に随時掲載され、行政の文化化推進に大きな役割を果たしている。「かもめ」は月刊の壁新聞で、大きさはB2判、横に長いポスターサイズで全所属に配布されるほか、

ている。

場の提供には市町村文化施設への助成、県・市町村の文化施設の相互連携・情報交流などにより、施設のネットワークづくりや施設の効果的運営をはかっている。機会の提供としては、県美術展・交響楽フェスティバル、合唱フェスティバル、演劇フェスティバル、吹奏楽フェスティバル、「地方の時代」映画祭のほか、創作合唱曲コンクール、映像コンクール、演劇脚本コンクールなどを主催または助成して発表の機会を提供するとともに、芸術祭の中ですぐれた芸術を鑑賞する機会を提供している。

神奈川芸術祭は「神奈川に芸術の新しい波を」を基本テーマとして、昭和五十一年度から実施しているもので、五十八年度は文化庁の助成も受けている。五十八年十月の芸術祭オープニング・イベントは県民の手づくりによる神奈川芸術の創造をめざしてペーターベンの第九交響曲を上演したが、オーケストラは神奈川フィル、指揮は県内在住の山田一雄氏、独唱は公募方式によるオーディションで、合唱はドイツ語で歌える人なら誰でもという一般公募による一千人を超える合唱団で実施し、アンコールでは会場ともども三千人による熱っぽい歓喜の合唱となった。今後ともこうした文化環境の形成に努め、市民参加によるイベントを考えていきたい。

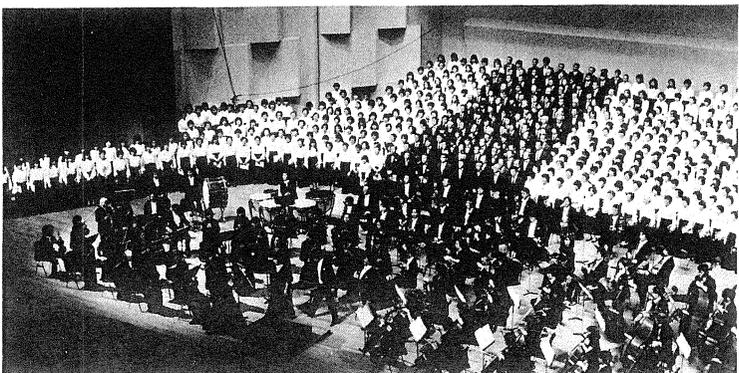
また市民のふるさと意識の醸成と、新しいふれあいの場の提供のために、昭和五十一年から毎年全県的に「神奈川ふるさとまつり」を実施しているが、これをきっかけに古い祭や伝統芸能が復活したり、食堂、トイレなどにも掲示されている。職員への文化情報の提供と、職員の高揚を図ることを目的としたもので五十八年十二月に五十六号を数えている。

またデザインポリシーの推進も行政の文化化の重要な一面を担うもので、行政と市民の間により良いコミュニケーションを確保するためにデザインのはたす大きな役割を再認識し、これからの行政デザインについて調査するため、全国で初めての試みとして「デザインポリシー調査研究委員会」(座長安藤頌太郎氏)を設置した。

その結果刊行物デザインのための「刊行物アドバイザー」、県章を効果的に活用するためのデザイン方策などが具体化され企業の「C.I.」にならない「K.I.」(Kanagawa Identity)と呼ばれている。

このほか、多年にわたって実績をつみ重ねてきた近代美術館、音楽堂、博物館は社会教育施設として教育庁社会教育課が所管し、その輝かしい伝統をもとに、県民文化の拠点県民ホールとともに地域文化に大きな役割をはたしている。

すべてを一元化するのではなく、もつとも自然な形でそれぞれが最大の効果を発揮できる様、十分連絡し合いつつ、市民に歓迎される総合的かつ広角的で活気ある文化行政の展開をはかっていきたいと考えている。短い文章で、十分に意をつくせないことが残念であるが、その不備は多くの自治体との今後の情報交流で補っていききたいと考えている。



芸術祭オープニングコンサート — 3,000人による第九 —

新しい催事や民謡・舞踊が誕生し、人びとに新たなふれあいの機会を提供している。情報の提供としては、多様な手段により文化情報の提供に努めているが、とくに文化施設における催